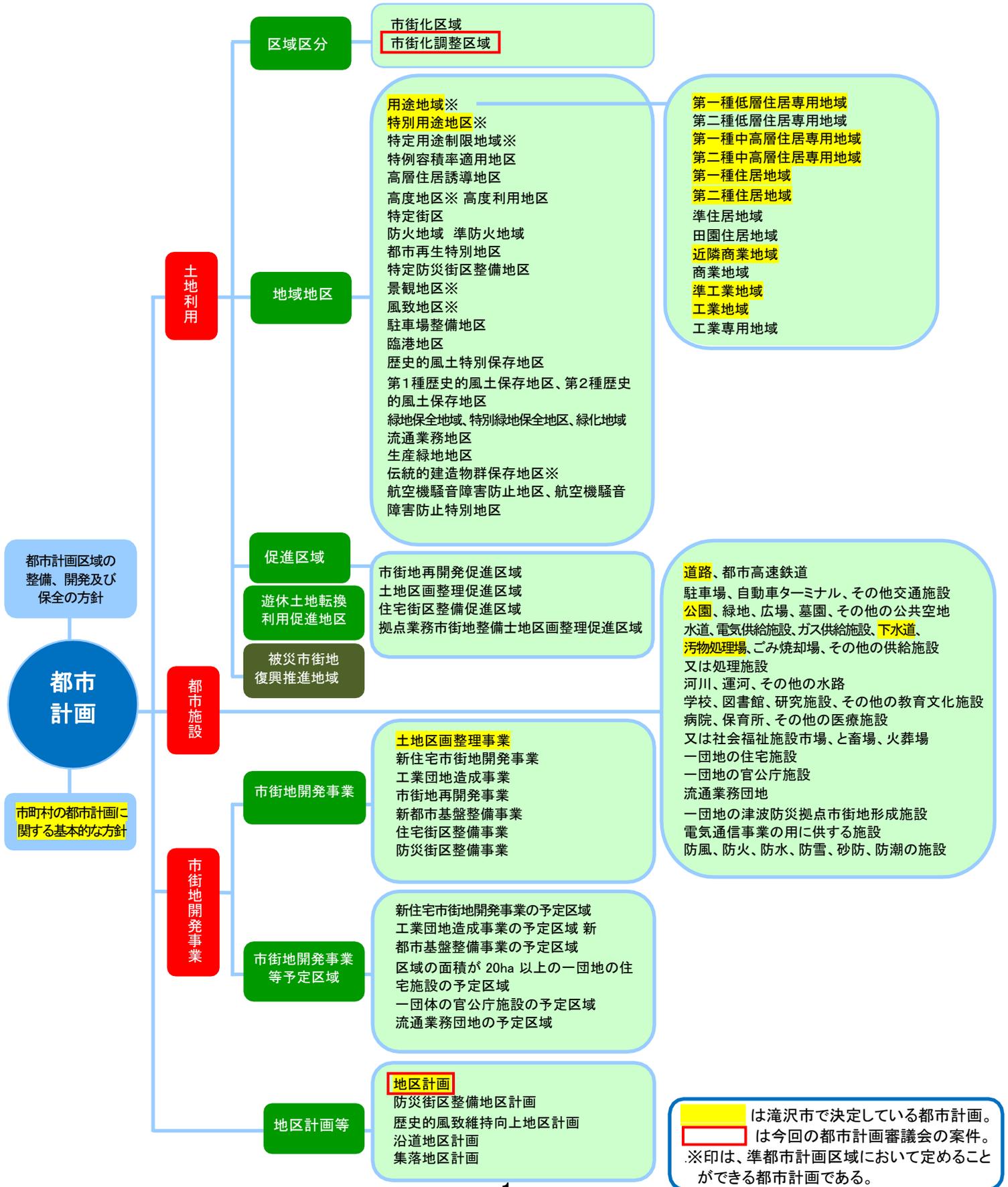


## 都市計画及び都市計画審議会の概要説明

# 都市計画の概要

都市計画の内容は、大きく三つに分けることができます。一つは市街化区域、市街化調整区域や用途地域、大規模な災害により被災した区域で、早期に健全な復興を図ることなど土地利用に関するもの、二つ目は道路・公園・下水道など都市施設に関するもの、三つ目は、土地区画整理事業、市街地再開発事業など市街地開発事業に関するものです。さらに地区レベルのまちづくりの計画である地区計画等を加え、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、必要なものを一体的総合的に定めます。



# 盛岡広域都市計画図(滝沢市)

縮尺 1:25,000

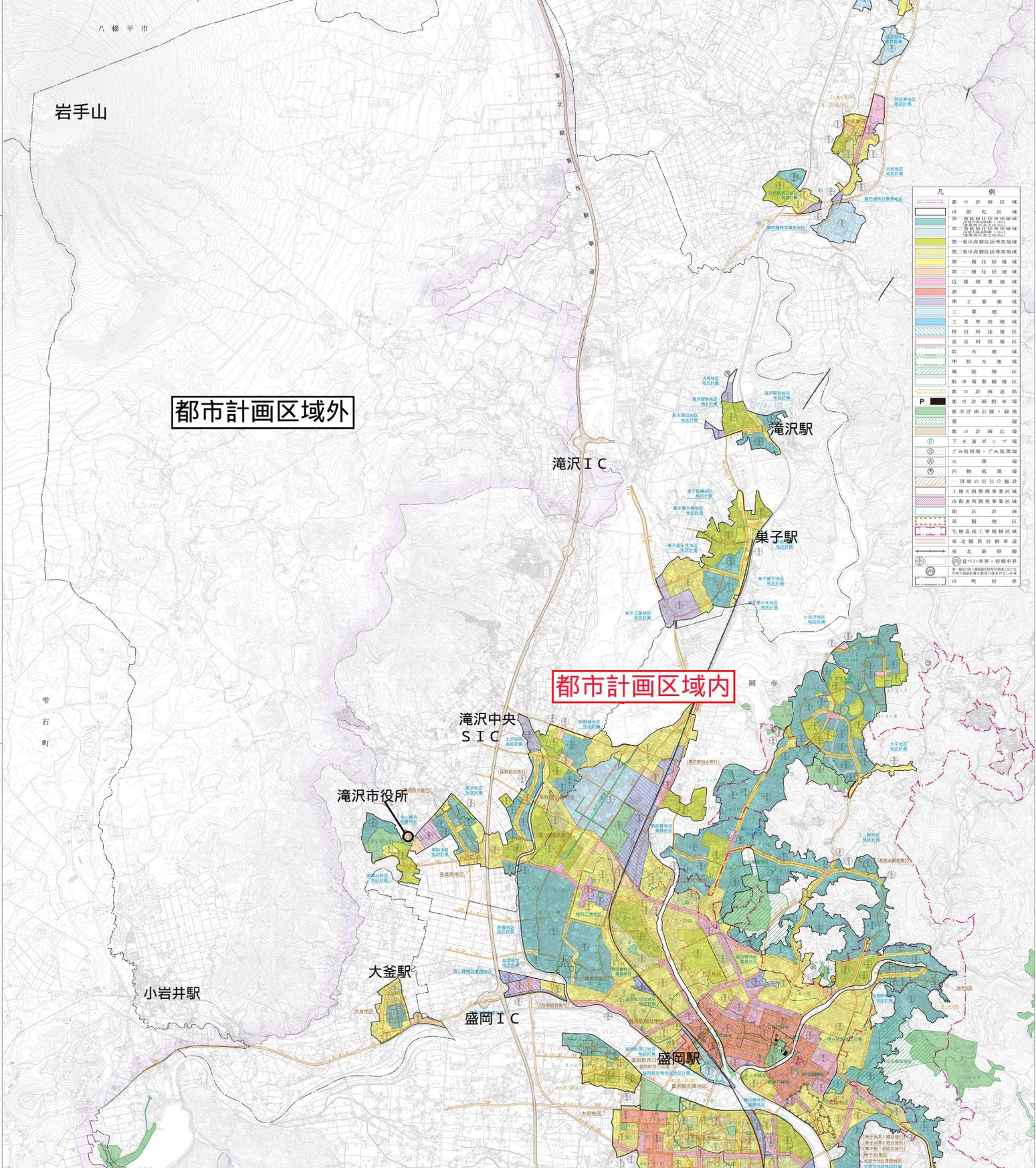
路線番号	名称	延長(キロメートル)	幅員(メートル)	種別
2-3-4-3	中瀬野六丁目	2.17	4.80	市
2-3-10	大森野五丁目	2.05	4.87	市
2-3-17	岩手橋下町	2.27	3.43	市
2-3-18	上本橋	4.27	3.95	市
2-3-21	大森野四丁目	1.93	5.75	市
2-3-24	大森野三丁目	2.36	3.43	市
2-3-27	大森野二丁目	2.36	3.28	市
2-3-28	大森野一丁目	2.36	3.28	市
2-3-31	大森野	2.36	3.91	市
2-3-32	大森野	2.36	3.91	市
2-3-33	大森野	2.36	3.91	市
2-3-34	大森野	2.36	3.91	市
2-3-35	大森野	2.36	3.91	市
2-3-36	大森野	2.36	3.91	市
2-3-37	大森野	2.36	3.91	市
2-3-38	大森野	2.36	3.91	市
2-3-39	大森野	2.36	3.91	市
2-3-40	大森野	2.36	3.91	市
2-3-41	大森野	2.36	3.91	市
2-3-42	大森野	2.36	3.91	市
2-3-43	大森野	2.36	3.91	市
2-3-44	大森野	2.36	3.91	市
2-3-45	大森野	2.36	3.91	市
2-3-46	大森野	2.36	3.91	市
2-3-47	大森野	2.36	3.91	市
2-3-48	大森野	2.36	3.91	市
2-3-49	大森野	2.36	3.91	市
2-3-50	大森野	2.36	3.91	市
2-3-51	大森野	2.36	3.91	市
2-3-52	大森野	2.36	3.91	市
2-3-53	大森野	2.36	3.91	市
2-3-54	大森野	2.36	3.91	市
2-3-55	大森野	2.36	3.91	市
2-3-56	大森野	2.36	3.91	市
2-3-57	大森野	2.36	3.91	市
2-3-58	大森野	2.36	3.91	市
2-3-59	大森野	2.36	3.91	市
2-3-60	大森野	2.36	3.91	市
2-3-61	大森野	2.36	3.91	市
2-3-62	大森野	2.36	3.91	市
2-3-63	大森野	2.36	3.91	市
2-3-64	大森野	2.36	3.91	市
2-3-65	大森野	2.36	3.91	市
2-3-66	大森野	2.36	3.91	市
2-3-67	大森野	2.36	3.91	市
2-3-68	大森野	2.36	3.91	市
2-3-69	大森野	2.36	3.91	市
2-3-70	大森野	2.36	3.91	市
2-3-71	大森野	2.36	3.91	市
2-3-72	大森野	2.36	3.91	市
2-3-73	大森野	2.36	3.91	市
2-3-74	大森野	2.36	3.91	市
2-3-75	大森野	2.36	3.91	市
2-3-76	大森野	2.36	3.91	市
2-3-77	大森野	2.36	3.91	市
2-3-78	大森野	2.36	3.91	市
2-3-79	大森野	2.36	3.91	市
2-3-80	大森野	2.36	3.91	市
2-3-81	大森野	2.36	3.91	市
2-3-82	大森野	2.36	3.91	市
2-3-83	大森野	2.36	3.91	市
2-3-84	大森野	2.36	3.91	市
2-3-85	大森野	2.36	3.91	市
2-3-86	大森野	2.36	3.91	市
2-3-87	大森野	2.36	3.91	市
2-3-88	大森野	2.36	3.91	市
2-3-89	大森野	2.36	3.91	市
2-3-90	大森野	2.36	3.91	市
2-3-91	大森野	2.36	3.91	市
2-3-92	大森野	2.36	3.91	市
2-3-93	大森野	2.36	3.91	市
2-3-94	大森野	2.36	3.91	市
2-3-95	大森野	2.36	3.91	市
2-3-96	大森野	2.36	3.91	市
2-3-97	大森野	2.36	3.91	市
2-3-98	大森野	2.36	3.91	市
2-3-99	大森野	2.36	3.91	市
2-3-100	大森野	2.36	3.91	市

地区名	地区計画番号	種別	面積(ヘクタール)
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	18.8
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	18.2
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	32.9
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	38.9
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	47.6
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	12.3
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	31.4
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	18.0
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	7.6
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	38.9
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	17.6
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	12.8
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	4.4
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	4.3
滝沢中央地区	滝沢中央地区	第一種中高層住居専用地域	6.2

公園名	種別	面積(ヘクタール)
滝沢中央公園	第一種公園	18.46
滝沢中央公園	第一種公園	556.12
滝沢中央公園	第一種公園	129.23
滝沢中央公園	第一種公園	582.71

地区名	種別	面積(ヘクタール)
滝沢中央地区	第一種整理	564.27
滝沢中央地区	第一種整理	625.04
滝沢中央地区	第一種整理	22.16
滝沢中央地区	第一種整理	3.36
滝沢中央地区	第一種整理	1.76
滝沢中央地区	第一種整理	111.26

- 注意
- この図面は令和4年3月現在のものです。
  - 許可なくして複製すると著作権に反します。
  - この図面は概略図です。詳細については必ず都市計画課又は関係市町村の管理部署でお調べ下さい。



都市計画区域外

都市計画区域内

都市計画区域	都市計画区域
市街化区域	市街化区域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
特別用途地域	特別用途地域
高層住居専用地域	高層住居専用地域
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
風致地域	風致地域
駐車場整備地域	駐車場整備地域
都市計画道路	都市計画道路
都市計画公園・緑地	都市計画公園・緑地
駅	駅
都市計画広場	都市計画広場
下水処理場	下水処理場
ごみ焼却場・ごみ焼却場	ごみ焼却場・ごみ焼却場
大規模公園	大規模公園
汚物処理場	汚物処理場
一団地の空公庁施設	一団地の空公庁施設
土地地区整理事業区域	土地地区整理事業区域
市街化調整区域	市街化調整区域
地区計画	地区計画
景観地区	景観地区
宅地区域工事規制区域	宅地区域工事規制区域
東北縦貫自動車道	東北縦貫自動車道
東北新幹線	東北新幹線
国道路	国道路
市道	市道
町道	町道
村道	村道
境界	境界

○用途地域とは・・・

用途地域（全13種類）は、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり。
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	①	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ、2階以下
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	③ 2階以下
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	④ 物品販売店舗及び飲食店を除く。
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ、2階以下
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	▲		▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×		▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	▲	×	○	○	○	×	×	▲ 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×		▲ 個室付浴場等を除く。
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	▲	▲	▲	▲	○	×	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	① 600㎡以下1階以下 ③ 2階以下 ② 3,000㎡以下2階以下
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。 ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり。作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	■ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
倉庫等	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	原動機の制限あり。作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下
		量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	② 3,000㎡以下
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○

(注1) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではない。

(注2) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等は、都市計画区域内においては都市計画決定が必要など、別に規定あり。

# 2025

## 滝沢市の都市計画



「都市計画」って??  
みんなが住みやすいまちづくりのためのルールです・・・

## 都市計画区域 ～土地の使い方のルール～

都市計画区域は、自然的・社会的条件、人口及び土地利用などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、都道府県知事が指定することになっています。

滝沢市では、昭和45年に旧都南村を含む盛岡市、矢巾町と一体となった盛岡広域都市計画区域に指定され、その後平成2年に滝沢市の一部と旧玉山村を拡大し、現在の都市計画区域となっており、区域面積は6,470ha（滝沢市の面積18,246haの約35%）となっています。

## 区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、昭和45年の都市計画区域指定とともに、その区域内を市街化区域と市街化調整区域に区分（区域区分）し、その後も見直しを行いながら、現在の区域となっています。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、道路、公園、下水道などの整備を積極的に推進しており、市街化調整区域は市街化を抑える区域として、農地や自然環境の保全等に努めています。令和7年3月現在の市街化区域の面積は745haで、市街化調整区域の面積は5,725haとなっています。

	年月日	市街化区域面積	都市計画区域面積	備考
当初決定	昭和45年10月1日	170ha	1,340ha	鶺鴒・穴口・大釜
第1回定期見直し	昭和55年1月11日	230ha	〃	滝沢NT
第2回定期見直し	昭和59年11月16日	〃	〃	—
第3回定期見直し	平成2年5月8日	597ha	6,470ha	都市計画区域の拡大
第4回定期見直し	平成11年10月22日	616ha	〃	国文・滝沢駅西
随時変更	平成13年10月23日	670ha	〃	牧野林・鶺鴒
第5回定期見直し	平成16年5月6日	683ha	〃	巢子駅地区
第6回定期見直し	平成22年5月28日	691ha	〃	県大周辺・牧野林Ⅱ
随時変更1	平成24年3月30日	695ha	〃	鶺鴒
随時変更2	平成25年3月29日	698ha	〃	室小路
第7回定期見直し	平成27年3月27日	712ha	〃	大崎・狼久保
第8回定期見直し	令和4年3月29日	726ha	〃	鶺鴒Ⅱ・土沢
随時変更3	令和7年3月28日	745ha	〃	県大周辺

\*定期見直し及び滝沢市に関係がある随時変更のみ記載。

# 地域地区

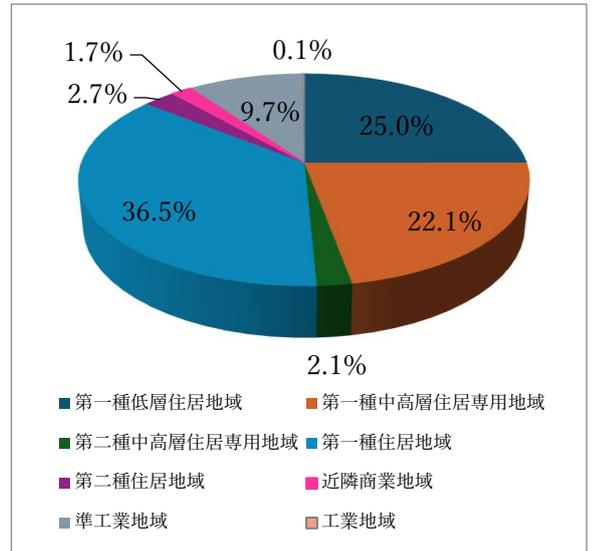
## 用途地域

用途地域は地域の土地利用に応じて、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどを規制することによって、適正な機能と良好な環境を有する健全な市街地の形成を図るための制度で、住居系8種類、商業系2種類、工業系3種類の計13種類が定められています。

滝沢市では、市街化区域内の土地について住居系659ha、工業系73ha、商業系13haと8種類用途地域を指定しています。

### ■滝沢市の用途地域

用途地域	面積
第一種低層住居地域	約186ha
第一種中高層住居専用地域	約165ha
第二種中高層住居専用地域	約16ha
第一種住居地域	約272ha
第二種住居地域	約20ha
近隣商業地域	約13ha
準工業地域	約72ha
工業地域	約1ha
合計	約745ha



## 特別用途地区

特別用途地区は用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める制度です。

滝沢市では1地区を特別用途地区として指定しています。

名称	面積	決定日	備考
中心拠点商業地区	約13ha	令和4年3月39日	鶺鴒向新田、鶺鴒先古川、鶺鴒迫

# 滝沢市都市計画マスタープラン

～まちづくりの目標～

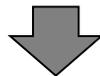
平成4年の都市計画法の改正により市町村マスタープランが創設され、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫の下、住民の意見を反映させながら長期的視野に立ち、都市の将来像や整備方針を明確化し、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的に『市町村の都市計画に関する基本的な方針』として定めることとなりました。

滝沢市においても、滝沢村の時代に平成12年度より策定に着手し、平成16年3月に『滝沢村都市計画マスタープラン』を策定しました。しかし、その後は少子高齢化の進展、情報通信技術の高度化、環境・エネルギー問題の深刻化など、社会情勢が大きく変化し、市民のニーズも多種多様化しており、このような状況を踏まえ、新たな滝沢市の目指すべき将来像の方向性とその実現のための主要課題、それに対応した整備方針及び地域ごとの特性を生かした将来のあるべき姿を、総合計画や国土利用計画滝沢市計画の内容に沿いながら都市整備分野からわかりやすく描き、これらを実現するための方策を『道すじ』として明らかにし、都市づくりの『指針』となるものとして、平成27年3月に『滝沢市都市計画マスタープラン』を新たに策定いたしました。

将来人口

平成45年人口 57,000人

「滝沢市都市計画マスタープラン」より



**都市づくりの目標**

人と人が結ばれる集約・連携型都市「たきざわ」

**都市づくりの基本方針**

恵まれた自然環境を身近に感じ、暮らしに活かすまち

- ・岩手山麓に代表される自然や眺望を守り・活かす都市づくり
- ・農地の持つ多様な機能を守り・活かす都市づくり

安全で快適な暮らしが実感できるまち

- ・快適で利便性の高い住環境が確保された都市づくり
- ・各地域の特色を生かした都市づくり
- ・就業の場・買物の場が確保された自立した都市づくり
- ・他都市や市内各地域相互の交流・連携が活発な都市づくり

地域と世代を超えて集い、人との関わりに幸せを実感できるまち

- ・市民自らが活動し、創造する都市づくり
- ・幸せを実感できる、安全安心な都市づくり
- ・地域資源を受け継ぎ、育む都市づくり

**将来構想図**

# 都市施設

～道路や公園などみんなが使う施設～

## 道路

道路は物資の輸送や人々が移動するための重要な社会基盤であり、広域的な道路網と地域や都市内の道路網が有機的に結びつくことにより、産業・経済の発展を促すとともに、私たちの生活基盤の整備や生活環境の改善に大きな役割を果たしています。

特に都市では最も基本的な都市施設であり、道路本来の機能である交通機能のほかに、街区の形成・公共空間としての市街地の良好な都市空間の形成・防災空間の確保・電気、ガス、上下水道など供給処理施設のためのスペースとしての機能など多様な役割をもっています。

現在、滝沢市には幹線街路19路線30.06km、区画街路5路線1.98kmの合計延長32.04kmがあります。令和6年3月末現在において改良済延長は、幹線街路21.84km（改良率72.65%）、区画街路1.98km（改良率100%）、合計改良済延長23.82km（改良率74.34%）となっています。

### ■都市計画道路一覧表

種別	道路（路線）名	計画延長 （単位：km）	改良済延長 （単位：km）	未改良延長 （単位：km）	改良率（%）	当初決定 年月日
幹 線 街 路	3.4.3 中堤町穴口線	0.28	0.00	0.28	0.00	S44. 3. 14
	3.3.16 太田橋雫石線	4.77	4.77	0.00	100.00	S49. 12. 13
	3.3.17 安倍館鶉飼下前田線	0.23	0.00	0.23	0.00	S49. 12. 13
	3.3.18 上堂鶉飼線	1.79	1.31	0.48	73.18	S49. 12. 13
	3.4.25 矢巾滝沢線	2.56	2.56	0.00	100.00	H20. 7. 4
	3.4.26 氏子橋細谷地線	1.43	0.28	1.15	19.58	S49. 12. 13
	3.4.37 茨島土沢線	1.81	1.81	0.00	100.00	S49. 12. 13
	3.4.38 厨川元村線	2.50	2.50	0.00	100.00	S49. 12. 13
	3.4.51 大釜駅前線	0.91	0.91	0.00	100.00	S61. 3. 18
	3.4.52 大釜中央線	0.33	0.33	0.13	100.00	S61. 3. 18
	3.4.53 向新田下前田線	1.98	1.14	0.84	57.58	S53. 6. 13
	3.4.54 室小路土沢線	1.98	1.98	0.00	100.00	H 2. 11. 16
	3.5.82 下鶉飼御庭田線	0.99	0.99	0.00	100.00	S56. 12. 1
	3.5.83 狐洞笹森線	1.17	1.17	0.00	100.00	S53. 6. 12
	3.4.105 巣子滝沢駅前線	4.08	1.09	2.99	26.72	H 3. 10. 1
	3.4.106 滝沢駅前線	0.68	0.68	0.00	100.00	H 3. 11. 29
	3.5.107 巣子葉の木沢山線	1.25	0.12	1.13	9.60	H 3. 9. 20
	3.5.108 巣子狼久保線	1.12	0.00	1.12	0.00	H 3. 9. 20
	3.4.135 巣子駅前線	0.20	0.20	0.00	100.00	H16. 1. 21
小計	(19路線)	30.06	21.84	8.35	72.65	
区 画 街 路	7.6.1 大畑線	0.76	0.76	0.00	100.00	S63. 9. 19
	7.6.2 黒畑1号線	0.28	0.28	0.00	100.00	S63. 9. 19
	7.6.3 黒畑2号線	0.24	0.24	0.00	100.00	S63. 9. 19
	7.6.4 外館線	0.34	0.34	0.00	100.00	S63. 9. 19
	7.6.5 黒畑3号線	0.36	0.36	0.00	100.00	S63. 9. 19
小計	(5路線)	1.98	1.98	0.00	100.00	
合計	(24路線)	32.04	23.82	8.35	74.34	

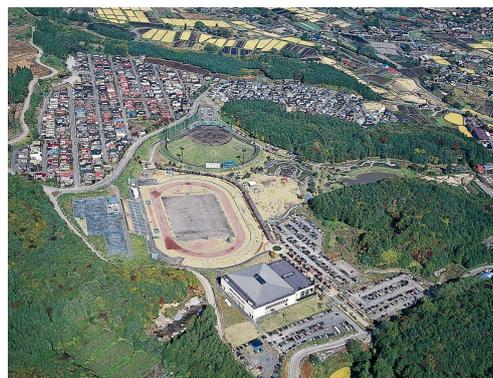
（令和7年3月末現在）

## 公園

公園は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場、世代間交流の場としての利用の効果と、公園が整備されていることによる良好な都市環境を創出するために必要不可欠な施設であり、また、災害時には避難所などとしても利用できます。

滝沢市では、広域公園として、市役所、市民福祉センターに隣接して、滝沢総合公園（面積19.37ha）が整備されています。

主な施設として陸上競技場、体育館、ロックガーデン、ふれあいの森、芝生広場などを整備しています。



■滝沢総合公園（航空写真）

## 下水道

滝沢市は市街化区域内の生活環境改善、公共用水域の水質保全、雨水排除などを目的として、滝沢村時代の昭和49年度に下水道基本計画を策定し、北上川流域別下水道整備総合計画により、北上川上流域下水道（都南処理区）の関連公共下水道に位置づけながら、昭和53年度より公共下水道事業を実施しており、令和元年度末時点で、全体計画区域は1,355haとなっております。

都市計画施設（下水道）としては、平成28年度から、事業計画区域を712haとして事業を推進しています。令和元年度末の汚水整備状況は、鶉飼処理分区・大釜処理分区・穴口処理分区の整備がほぼ完了し、整備済み面積は664ha、整備率93.2%となっております。

今後も、既整備地区の水洗化率100%を目標に普及促進していきます。

雨水整備については、都市化の進展により雨水の流出量が増加してきており、また最近は、異常気象等によると思われる局地的な集中豪雨で浸水などの被害が多発する傾向にあることから、住民に良好な住環境を提供するとともに安全な暮らしの確保のため、浸水被害が発生した箇所あるいは被害の恐れのある地域について、雨水排水施設の整備を促進していきます。

### ■公共下水道の整備実績

（調査時点 各年度末）

項目	H12	H16	H20	H22	H25	H29	R4
事業計画面積	658ha	725ha	731ha	736ha	768ha	830ha	877ha
整備累計面積	384ha	536ha	625ha	649ha	728ha	757ha	777ha
整備人口	15,778人	24,195人	28,908人	30,559人	33,929人	37,202人	38,968人
人口普及率	31.1%	45.9%	54.5%	56.8%	62.4%	67.2%	70.9%

数値は、市街化区域以外の下水道（都市計画事業認可区域以外）も含む

## 汚物処理場

汚物処理場は、し尿や浄化槽の汚泥を処理する施設で都市として必要な施設となっております。滝沢市においては、滝沢村の時代に昭和60年から大崎地区で供用開始をしていましたが、平成14年9月に都市計画決定を行いました。今後においても、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努めていきます。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	汚 物 処 理 場			
1号	盛岡地区衛生処理組合 滝沢処理センター	滝沢市巣子 及び大崎	約14,300㎡	処理能力 170k l/日

# 市街地開発事業

～広い土地を開発する計画～

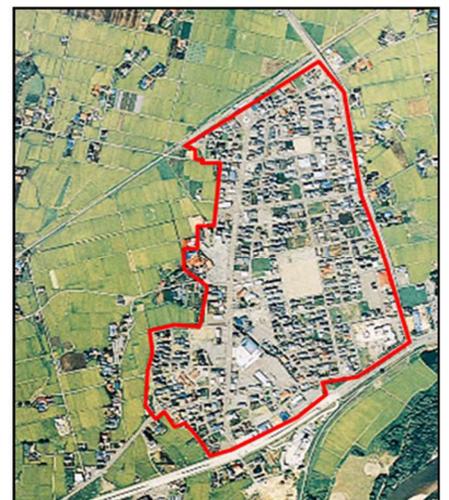
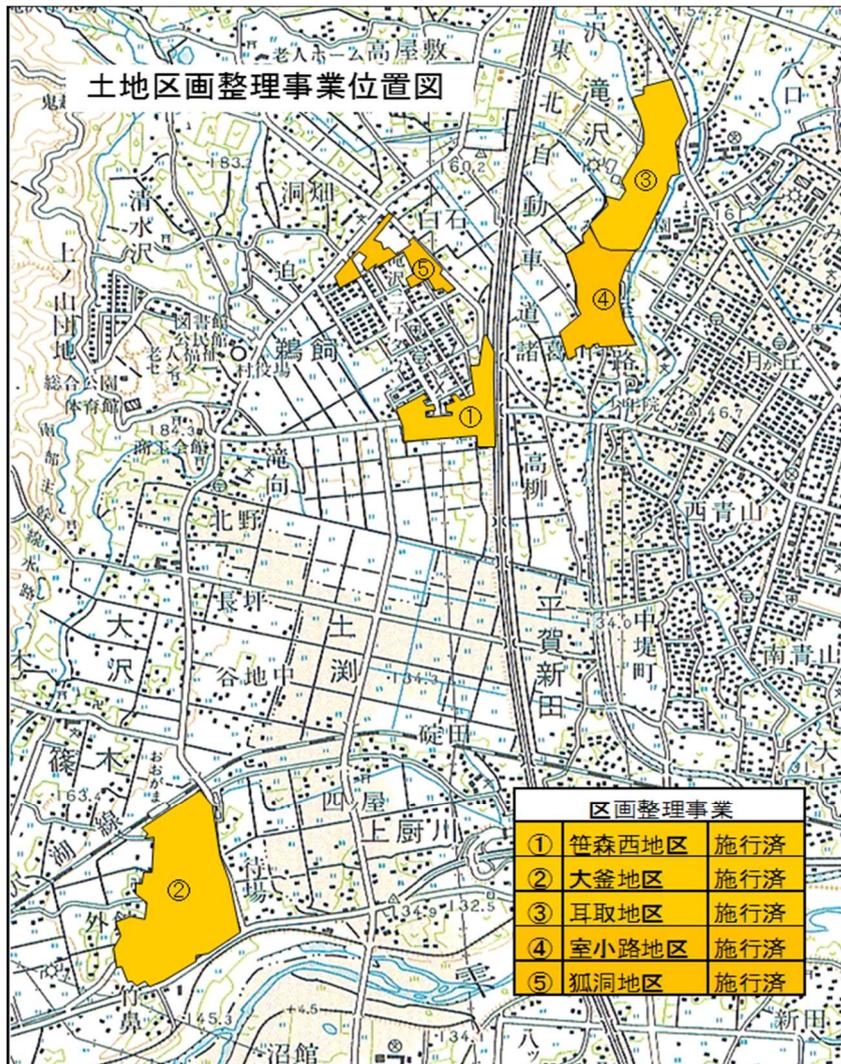
## 土地区画整理

土地区画整理事業は、都市の基盤を整備する代表的な手法です。道路、公園などの公共施設の整備改善や、宅地利用の増進を図るため、地域に住む人たちから公平に土地を出し合ってもらい、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行う事業です。

滝沢市内では、滝沢村の時代に新市街地形成を目的として昭和53年から取組み、これまでに5地区について、土地区画整理事業を進めており、平成27年度にすべての地区の整備が完了しております。

■ 区画整理事業一覧 ※当時は滝沢村 狐洞地区の（ ）内は当初計画、H24年度に変更

	①笹森西地区	②大釜地区	③耳取地区	④室小路地区	⑤狐洞地区
施行者	滝沢村※	滝沢村※	土地区画整理組合	土地区画整理組合	土地区画整理組合
施行面積	12.2ha	45.0ha	23.1ha	23.5ha	7.8ha(17.4ha)
計画人口	855人	3,350人	2,200人	2,200人	600人(1,400人)
施行期間(年度)	S53～S57	S62～H18	H2～H14	H3～H25	H14～H27
総事業費	5.65億円	51.38億円	30.34億円	37.61億円	12.10億円(23.02億円)

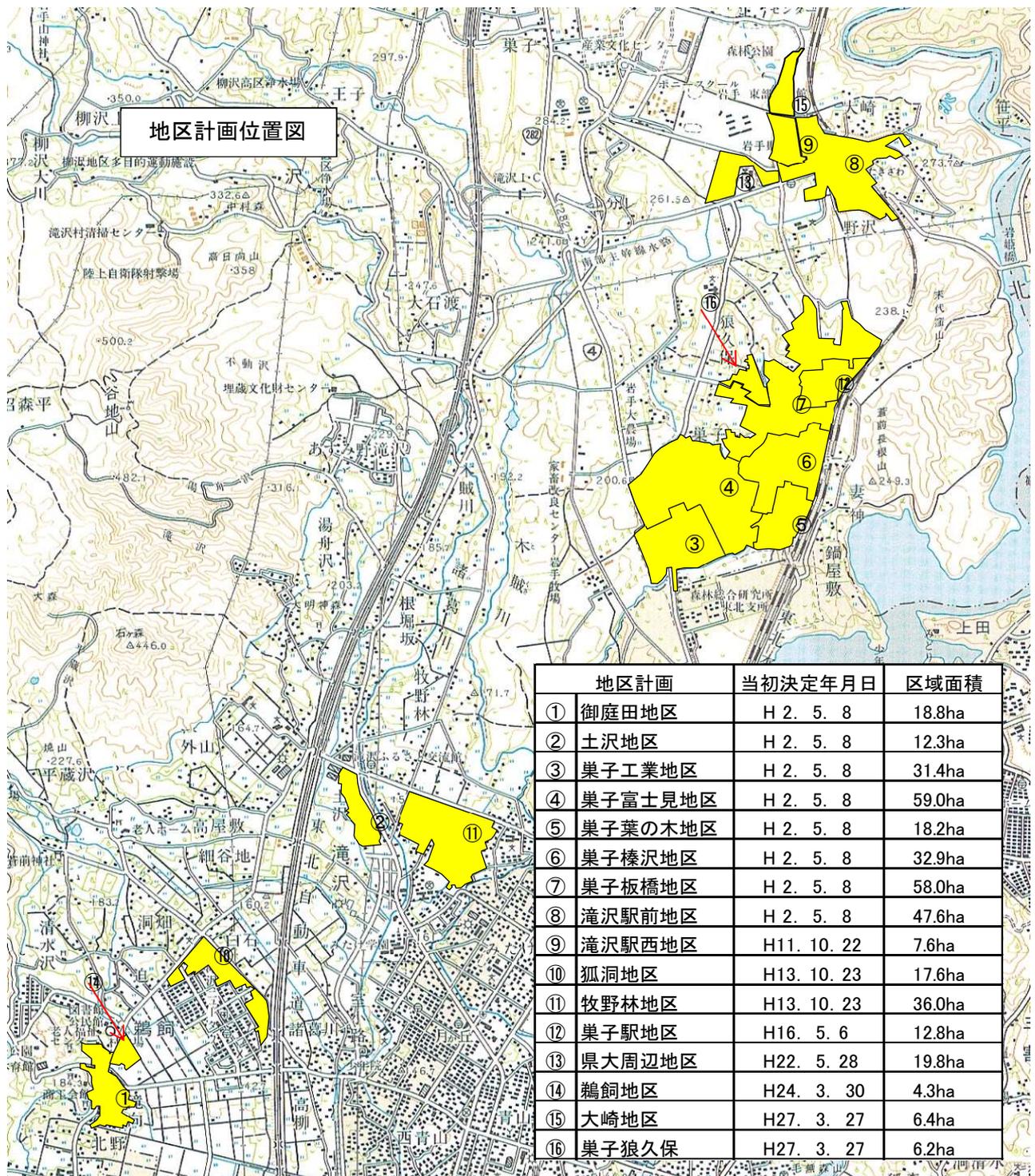


# 地区計画

～土地の使い方のルール～

地区計画は一体として整備及び保全を図る必要がある地区について、地区内の道路や公園等の配置・建築などに関して高さや意匠の制限など必要なルールを定め、その地区の特性にふさわしい良好な環境のまちづくりを行うための計画です。

滝沢市では、滝沢村の時代に平成2年に8地区、平成11年に1地区、平成13年に2地区、平成16年に1地区、平成22年に1地区、平成24年に1地区、平成27年に2地区の合計16地区の地区計画を決定しています。地区計画の内容としては、一定の建物の制限及び地区施設として道路や公園を計画しており、この道路計画は開発行為などにより整備されることを想定し計画されています。



# 滝沢市都市計画審議会の概要

## ① 都市計画審議会の位置付け

滝沢市都市計画審議会は、都市計画法第 77 条の 2 の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するために設置された市町村の諮問機関であり、市町村が定める都市計画及び都道府県知事が定める都市計画等について、調査審議等を行うこととされています。

この都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定めるところとされ、平成 4 年 3 月に「滝沢村（現滝沢市）都市計画審議会条例」を制定し、委員 13 名、任期を 2 年とし、これまで市の都市計画や県が定める都市計画等について、審議していただいております。

## ② 審議する内容

滝沢市都市計画審議会に付議・諮問される案件の概要は、次のとおりです。

- (1) 市が決定（変更）する都市計画に関する事
- (2) 県が決定（変更）する都市計画に対しての市町村の意見に関する事
- (3) その他市長が認める事項の調査審議

## ③ 委員報酬について

都市計画審議会に出席した場合、後日、委員報酬（概ね日額 7,000 円程度）が支払われます。

〔 所得税を差し引いての入金となります。また、滝沢市都市計画審議会条例第 2 条第 3 項第 1 号の規定に基づく岩手県及び関係行政機関の職員は除きます。 〕

## ④ 旅費（費用弁償）について

都市計画審議会に出席した場合、各所属機関又は自宅から滝沢市役所までの旅費（車賃として 1 k m 当たり概ね 40 円）を後日、お支払いします。

〔 距離が片道 4 k m 未満の方につきましては、車賃は支払われません。また、滝沢市都市計画審議会条例第 2 条第 3 項第 1 号の規定に基づく岩手県及び関係行政機関の職員は除きます。 〕

※報酬及び旅費について、概ねと記載させて頂いているのは、市の基準等に準じて費用を算出していますので、基準等が変更になると、費用も変更になるためです。

(1) 【事前説明】市街化調整区域における土地利用  
方針の策定について

# **滝沢市市街化調整区域における 土地利用方針（素案）**

**令和8年2月**

**滝沢市**

## 1. 策定の目的

滝沢市（以下「本市」という。）は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域であるとともに、県都盛岡市に隣接しているという地域特性があります。

平成26年1月1日には『滝沢村』から『滝沢市』へと移行し、同年4月には『滝沢市自治基本条例』を施行しております。

この条例では新たな市民憲章を掲げ、また、めざす地域の姿を明文化しており、『住民自治日本一』をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していくものとしています。

このような状況を踏まえ、新たな滝沢市のめざすべき将来像の方向性とその実現のための主要課題、それに対応した整備方針及び地域ごとの特性を生かした将来のあるべき姿を、総合計画等の上位計画の内容に沿いながら都市整備分野からわかりやすく描き、これらを実現するための方策を『道すじ』として明らかにし、都市づくりの『指針』となるものとして『滝沢市都市計画マスタープラン』を平成27年3月に策定しています。

この「市町村都市計画マスタープラン」は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するため、原則的には都市計画区域内を対象範囲としていますが、本市では将来及び現在の都市化動向を適正に方針づけるために、滝沢市全体を対象範囲としました。

本市の面積は18,246haで、そのうち都市計画区域は6,470haとなっています。都市計画区域の無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、その区域内を市街化区域と市街化調整区域に区分し、市街化区域はすでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされており、本市では都市計画区域の約9割の5,744haが市街化調整区域となっています。

近年の人口減少や超高齢社会の進行、社会・経済情勢の変化、住民の生活様式や価値観の多様化等に伴い、土地利用の在り方も変化しており、本市の都市計画区域の多くを占める市街化市街化調整区域の土地利用についても様々な課題が顕在化しています。

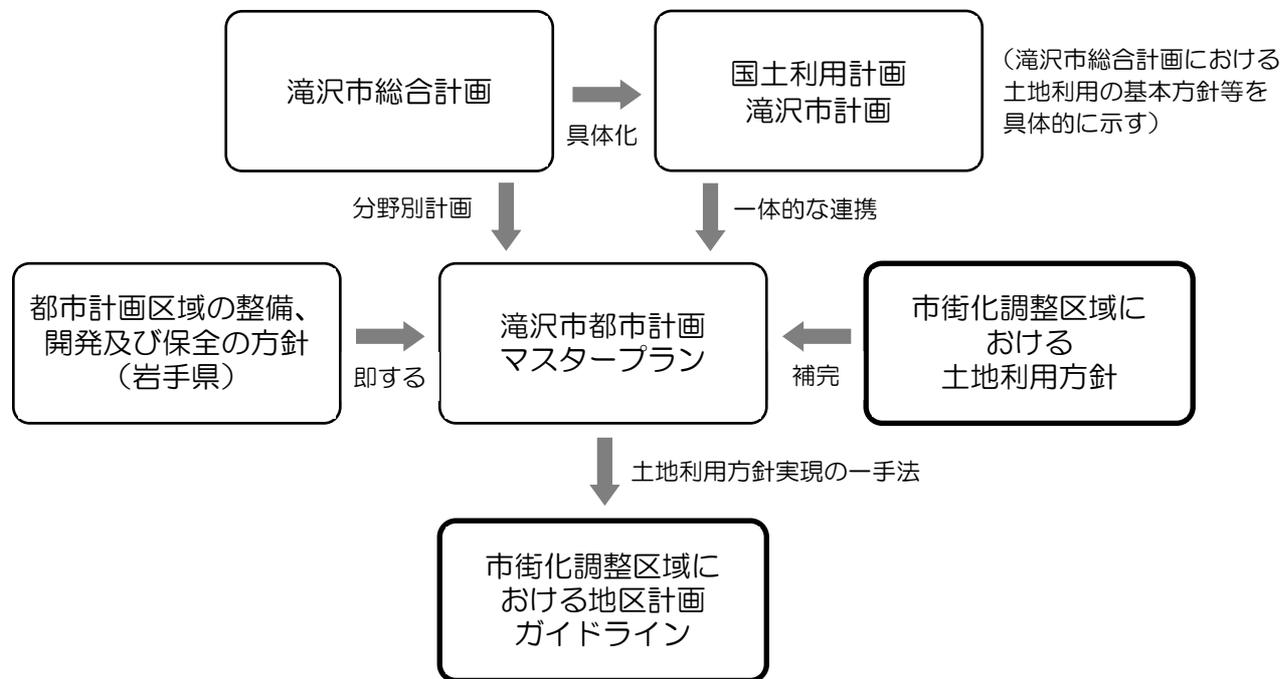
具体的な課題としては、土地利用規制による既存集落の人口減少や、本市活性化のための適正な企業立地への誘導と集積や周辺環境の保全、幹線道路沿道における産業等適地の開発抑制や無秩序な開発の防止等が挙げられ、これらの課題に対応するため、市街化調整区域内の適正な土地利用の誘導が必要となります。

また、都市計画運用指針（国土交通省）においては、「地域の実情等によっては、本指針で示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合もあり得るが、当該地域の実情等に即して合理的なものであれば、その運用が尊重されるべきである。」と示しています。

このようなことから、本市の豊かな自然環境や農業環境、快適な居住環境、幹線道路沿道等の適正な土地利用等を損ねること無く、その地域魅力を向上させ、『滝沢市都市計画マスタープラン（平成27年3月策定）』において示された土地利用の実現を図るため、市街化調整区域における土地利用方針を定めるものであります。

## 2. 策定の位置づけ

市街化調整区域における土地利用方針は、「第2次滝沢市総合計画」、「国土利用計画滝沢市計画」及び「滝沢市都市計画マスタープラン（平成27年3月策定）」等の上位計画における土地利用方針を補完するものであり、本市の市街化調整区域内における適切な土地利用を誘導するための指針となるものです。



## 3. 市街化調整区域における土地利用方針

### (1) 基本的な考え方

市街化調整区域は、都市計画法第7条において「市街化を抑制すべき区域」と定められており、区域内での開発を許可制として、市街化調整区域で行う必然性を有し、一定の基準を満たしたものに限り開発が認められています。

また、盛岡市、矢巾町とともに盛岡広域都市計画区域を構成する本市は、市街化調整区域内での開発に関し、都市計画法第29条の規定と、それを補完する県が定める開発許可審査基準（以下「県開発許可基準」という。）を満たしたものについて、県知事の許可により認められています。

これらにより、無秩序な市街化を抑制するとともに、優良な農用地や豊かな自然環境の保全を図り、計画的な市街地形成に効果을上げてきた一方で、市街化調整区域内一律の制度運用が硬直的であることから、いくつかの課題もあります。

このような背景のもと、都市施設の整備状況や土地利用の動向等を鑑み、市街化調整区域の原則である「市街化を抑制すべき区域」という位置づけを変えることなく、市街化を促進しない計画的な一定規模の開発を誘導することは、本市及び当該都市計画区域を有する周辺地域の地域振興や雇用の創出等に寄与することから、地区計画制度の活用等により、適切に開発を規制・誘導し、持続可能なまちづくりを図ります。

## 第2次滝沢市総合計画における土地利用の基本方針

「第2次滝沢市総合計画」では、市民の安全・安心を確保しつつ、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保を図ることを念頭に、以下の基本方針と各エリアが目指す方向性を示しています。

①都市の利便性や各地域の特色を活かしつつ、自然の心地よさを体感できるまちづくり

- ア 暮らしのエリア
- イ 産学官連携による産業拠点エリア
- ウ 自然との調和のエリア

②将来世代を見据えた土地利用

## 国土利用計画滝沢市計画における土地利用の視点

本市では、「第2次滝沢市総合計画」における土地利用の基本方針等を具体的に示した計画として、土地利用に関する市の諸計画の上位計画となる「国土利用計画滝沢市計画」を策定しています。

この計画では、「第2次滝沢市総合計画」に掲げる目指す状態である「やさしさに包まれた滝沢」を念頭に置いた土地の利用の方向性を定めており、市民の安全・安心の確保と、やさしさの雰囲気にも包まれた市民の活動を支えるため、次の4つの視点により、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保を図ることを基本方針としています。

- ア 自立した地域経済への対応
- イ 自然を活かした生活
- ウ 人とのふれあいが感じられる地域コミュニティの形成
- エ 自然災害への対応

本市においては、歴史や文化、産業など、それぞれの地域の特色があります。地域の活性化を考えるに当たっては、各地域の特色を活かし、良いところを伸ばしていくことが、土地利用の観点からも非常に重要です。したがって、地域をはじめとした人とのつながりを重視する滝沢市の土地利用を進めるに当たっては、各地域の個性を重要な要素として活かしつつ、市全体として調和のとれた、秩序ある土地の利用を行うことが求められます。

このことから、土地利用に関しては、次に挙げる基本方向と、現在の国土利用計画滝沢市計画を柱に、都市計画法、農振法、農地法及び森林法等の各個別法との調整を図ることで、秩序ある土地利用を進めていくものとしています。

## 国土利用計画滝沢市計画における利用区分別の市土利用の基本方向

①農地

農地は、農業の生産基盤であると同時に、保水機能を始めとした土地の保全的役割も持つ重要な資源です。近年は農業の経営形態等も多様化が進んでおり、持続可能性といった点からも、地域や農家の実情に応じた経営支援やゾーニング、スマート農業\*の取組等により、優良農地の将来にわたっての効果的な保全を行うことが必要です。また、農地集積を促進することで、耕作放棄地の発生抑止を図ります。

\*スマート農業 ロボット、AI等の先端技術を活用した農業

## ②森林

森林は、木材等の林産物の供給のほか、水源の涵養や土砂災害等に対する土地の保全機能、文化や教育的利用、良好な生活環境等の機能の発揮に加え、カーボンニュートラル\*等地球温暖化の緩和や生物多様性の保全等、環境問題の側面からもその活用が期待されます。また、本市においては特に岩手山周辺の森林が景観形成に非常に重要な役割を果たしています。これら森林の有する多面的機能を持続させるよう、適正な森林経営管理を図ります。

\*カーボンニュートラル 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

## ③工業用地

工業用地は、地域経済の活性化や雇用の創出を図るという観点から若者が地域に残るためにも非常に重要な役割を持ちます。既存施設である盛岡西リサーチパークの活用に加え、滝沢市IPUイノベーションパーク周辺のICT\*等技術集積拠点としての強みを活かし、「産学官連携」の更なる推進につながるよう、新たな企業誘致を見据え、用地拡大を図ります。また、滝沢中央スマートインターチェンジの周辺については、国、県と連携し、周辺道路環境の整備等を検討しながら、交通の利便性を生かした産業拠点の在り方について検討を進めます。

なお、産業用地の整備については、官民連携での取組みを促進するほか、緑地を十分確保するなど、景観形成や自然環境への負荷等を考慮し、周辺環境と調和した整備を図ります。

\*ICT 情報通信技術

## ④商業用地

商業用地は、地域経済の活性化や雇用の創出、多様化する消費者ニーズへの対応という観点からも非常に重要な役割を持ちます。特にも、市役所周辺を対象とした「中心拠点地区」について、中心拠点地域コンセプト「結のまち滝沢」に沿って、商業、行政、医療・社会福祉、教育等の各都市機能の集約や、交通結節点としての機能強化を図り、利便性を高めます。また、地元の住民のみならず、市外からも様々な人が集まり交流する環境整備を進め、中心拠点を核とした滝沢への人の流れを創ることで、地域経済の活性化、雇用の拡大等につなげます。

## ⑤その他業務用地

東北縦貫自動車道滝沢中央スマートインターチェンジ周辺や盛岡インターチェンジを活かした国道46号沿線に、その交通条件や位置的条件を最大限に活かせる流通関係などの企業誘致や、市民の意向等をふまえた地域医療の強化につながる誘導を図ります。

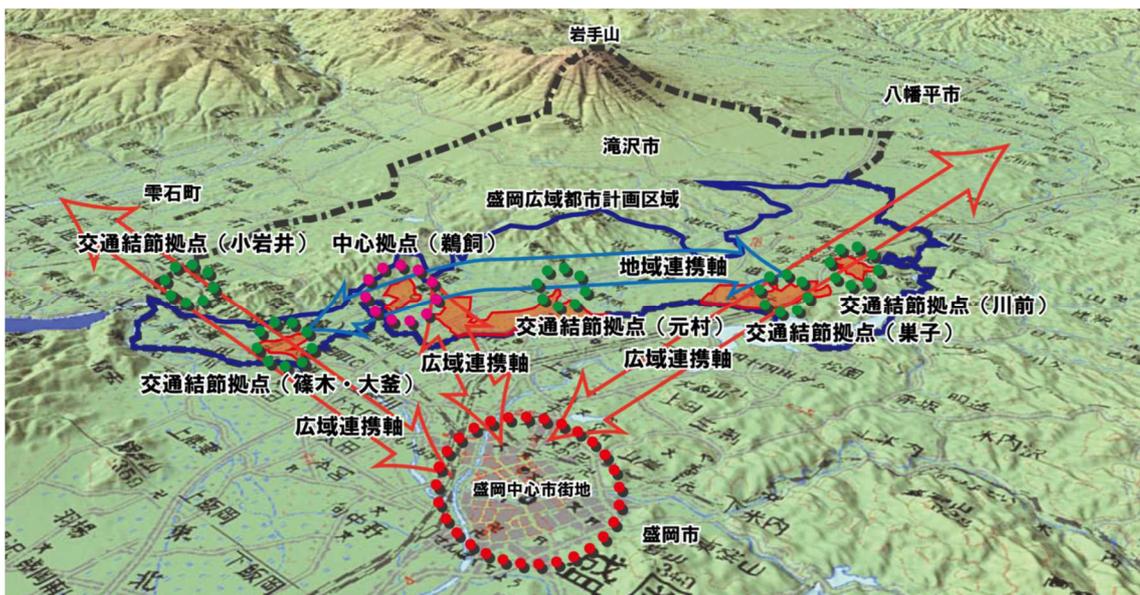
## ⑥住宅地

住宅地については、滝沢市の今後の人口動向を捉えながら、都市と自然が調和した良好な住環境の形成を進め、移住や定住の促進を図ります。また、市民の健康で幸せな生活を念頭に置き、必要に応じた都市施設等の維持を行います。

未利用地や残存農地については、市民のライフスタイルや家族形態等様々な観点から検討するとともに、適正な土地利用規制の強化や緩和、用途地域の変更、宅地開発への指導・誘導を行います。

## 滝沢市都市計画マスタープランにおける土地利用の基本的な考え方(土地利用上の課題)

また、「第2次滝沢市総合計画」の分野別計画に位置づけられる「滝沢市都市計画マスタープラン」では、前述する「第2次滝沢市総合計画 土地利用の基本方針」の実現計画として、本市を構成する市街地や田畑・山林等の「面（空間構成）」を基に、公共交通を核とした生活や就業、生産等の場として重要となる機能が集約した「拠点」、本市と他都市、各拠点相互をつなぎ各拠点の機能を補完し、交流・連携・文化を支える「軸」を配置し、集約・連携型都市構造の形成を図るものとしています。



※国土地理院 数値地図 50mメッシュ (標高)、国土地理院 数値地図 1/200,000、kashmir3D利用

図1 滝沢市都市計画マスタープラン 都市構造概念図

## 滝沢市都市計画マスタープランにおける全体構想（土地利用の目標・基本方針）

本市は、純農村地域を起源としており、市域の約95%に相当する土地において森林や田畑等の自然的土地利用がなされており、岩手山麓に代表される豊かな自然環境の下に形成された都市です。

全人口の約60%を収容する平地部で形成された市街地は、これまでの人口増加傾向に対応すべく良好な居住環境が形成されていますが、買い物の場や就業の場を盛岡市に大きく依存しています。さらに近年は、集落地で人口が減少へ転じており、市全体でも人口増加率が以前と比較して小さくなっています。

今後は、市街化区域において引き続き良好な居住環境を維持しつつ、日常的な生活サービスを提供する商業・産業機能の導入促進により、利便性の高い住環境を創出するための計画的な土地利用を進めます。

また、市街化調整区域や都市計画区域外においては、既存のコミュニティを維持するための土地利用を進めるため、各種都市計画制度の活用を検討していきます。

### ①専用住宅地区

- ・良好な居住環境を維持するため、現在の土地利用を遵守します。
- ・一団の未利用地は、宅地需要に応じて各種都市計画制度を活用した計画的な市街地を形成します。

## ②複合住宅地区

- 日常の買い物に供する商業施設が混在した、歩いて暮らせる利便性の高い居住空間を形成します。
- 滝沢市役所周辺は、本市の中心機能強化のため、複合施設や元村地区に整備する滝沢中央スマート IC との連携を中心とし、各種都市機能が集約された複合的な市街地を形成するための各種検討を行います。
- 滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけては、IT 関連企業を中心とした新たな産業を誘致するための基盤を確保するとともに、周辺市民や学生で賑わう日常的な生活サービスを提供する商業機能の配置について各種検討を行います。

## ③沿道地区

- 国道 4 号や国道 46 号、国道 282 号、主要地方道盛岡環状線及び一般県道盛岡滝沢線沿道は、自動車交通に対する利便性の高さを生かした土地利用について検討します。

## ④産業地区

- 盛岡西リサーチパークは、広域的な産業拠点形成のため、継続して産業の誘致を促進します。
- 滝沢中央スマート IC 周辺は、交通条件を生かした産業拠点形成のため、新たな産業を誘致するための各種検討を行います。

## ⑤集落地区

- 小岩井駅周辺の一団の集落は、雇用を創出する盛岡西リサーチパーク、農業基盤となる優良農地に近接するゆとりある生活環境を創出するため、都市基盤整備を推進しつつ、必要に応じて都市計画制度の適用について検討します。
- 一本木地区、滝沢ふるさと交流館北側周辺及び鶴飼小学校西側等の周囲を農地に囲まれ、又は農地が混在する一団の集落地は、生活及び営農の拠点として、農地の無秩序な市街化を防止するとともに、必要に応じて都市計画制度の適用について検討します。
- いずみ菓子ニュータウンやあすみ野等の一団の住宅地は、都市基盤の整備された良好な居住環境を維持するため、都市基盤の計画的な維持・更新を図ります。

## ⑥優良農地

- 市街化区域の外側に広がる農地は、農業生産基盤としての本来の機能に加え、災害防止、生物多様性の保全や良好な景観の形成等の多面的な機能を有することから、無秩序な開発を抑制しつつ、現状の環境保全を原則とします。
- 耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、機能回復や土地利用の転換等の対策を促進します。

## ⑦森林

- 本市北部、西部に広がる森林は、生物多様性の保全や水土保持等の森林本来の機能に加え、林産物の供給、良好な景観の形成等の多面的な機能を有することから、現状の環境保全を原則とします。
- 観光施設周辺や各集落に隣接する森林は、岩手山に代表される雄大な景観の眺望点、豊かな自然環境を体感する散策路など、周辺自然環境との調和に留意しつつ、憩い・交流・レクリエーションの場として活用を図ります。

以上、本市の上位計画である「第2次滝沢市総合計画（国土利用計画含む）」及び「滝沢市都市計画マスタープラン」における土地利用の考え方を踏まえ、市街化調整区域の土地利用を適切に誘導すべく、本土地利用方針を定めるものとします。

## (2) 市街化調整区域の土地利用方針

市街化調整区域の課題に対応するため、次のとおりの土地利用方針を定め、「土地利用誘導の考え方」「地区計画想定区域」「地区計画許容建築物」について示します。

課 題	土地利用の方針
①既存集落の居住環境の保全、人口減少と集落衰退への対応	既存集落の維持・活性化
②適正な企業立地への誘導と集積、産業振興や周辺環境の保全	岩手県立大学周辺、滝沢中央 SIC 周辺における産業集積地区の形成
③幹線道路沿道におけるサービス施設等の適正な立地誘導、無秩序な開発の防止	国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の沿道における適正な土地利用
④地域振興や市の発展のための中心拠点地区を補完する適切な機能の立地誘導	中心拠点（滝沢市役所、ビッグルーフ滝沢、中心拠点商業地区等）の近接地（市街化区域の縁辺部）における、中心拠点機能を補完する地域振興のための機能の誘導

### ①既存集落の維持・活性化

#### a.土地利用上の課題

既存集落の居住環境の保全、人口減少と集落衰退への対応。

#### b.土地利用誘導の考え方

市街化調整区域は新たな開発が制限されていることも一因となり、住民の社会増が見込まれず、人口減少と地域活力の低下が問題となっている一方で、公共インフラが整っている農村既存集落に、定年退職後に営農を希望する人やゆとりある住環境での生活を希望する人、UJIターン希望者がいても、現在の制限では対応が難しい状況です。

既存集落を維持しつつ活性化に結びつけるためには、年齢構成の偏りや人口の自然減少も考慮し、地縁血縁に関わらず必要な範囲内で、集落転入者の自己居住用住宅の建築や集落住民の生活利便施設、就業機会促進施設の建築が認められることが必要です。

今後は開発許可制度の活用のほか、法第34条第12号に基づく条例について県と協議することと併せて、住民発意の地区計画による計画的な土地利用を図ることとします。

#### c.地区計画の想定区域

開発許可基準Ⅲ-14-(6)の大規模な既存集落の区域内開発許可基準Ⅲ-1の既存集落（50戸連たん集落）のうち、2以上の公共公益施設が集落及び集落近接して立地する区域内とし、一本木地区、元村地区、鶴飼地区、ならびにこれらの地区と同等の集落が形成されている地区を想定します。

#### d.地区計画許容建築物

- 自己居住用住宅及びその附属物公営住宅。
- 日常サービス店舗、小規模な工場等。
- 地域振興に資する建築物（産直施設・農家レストラン等）

※優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅を建設する計画地区は、当該計画と整合を図ることとします。

### ②岩手県立大学周辺、滝沢中央スマートインターチェンジ周辺における産業集積地区の形成

#### a.土地利用上の課題

適正な企業立地への誘導と集積、産業振興や周辺環境の保全。

#### b.土地利用誘導の考え方

岩手県立大学周辺、滝沢中央スマートインターチェンジ周辺は、東北縦貫自動車や国道及び広域幹線道とのアクセス利便性が良く、市内外に既存する立地企業との業務的な連携や産業集積、又は既存工場や物流事業地等の拡張用地として、その土地活用が考えられます。また、本市における更なる産業振興や雇用促進等に繋がる可能性を秘めた地域です。

このような立地特性や地域ポテンシャルを活かした土地利用や施設立地の誘導・集積を図り、合わせて周辺環境の保全と調和のとれた土地利用を実現していきます。

c.地区計画の想定区域

【岩手県立大学周辺地区】

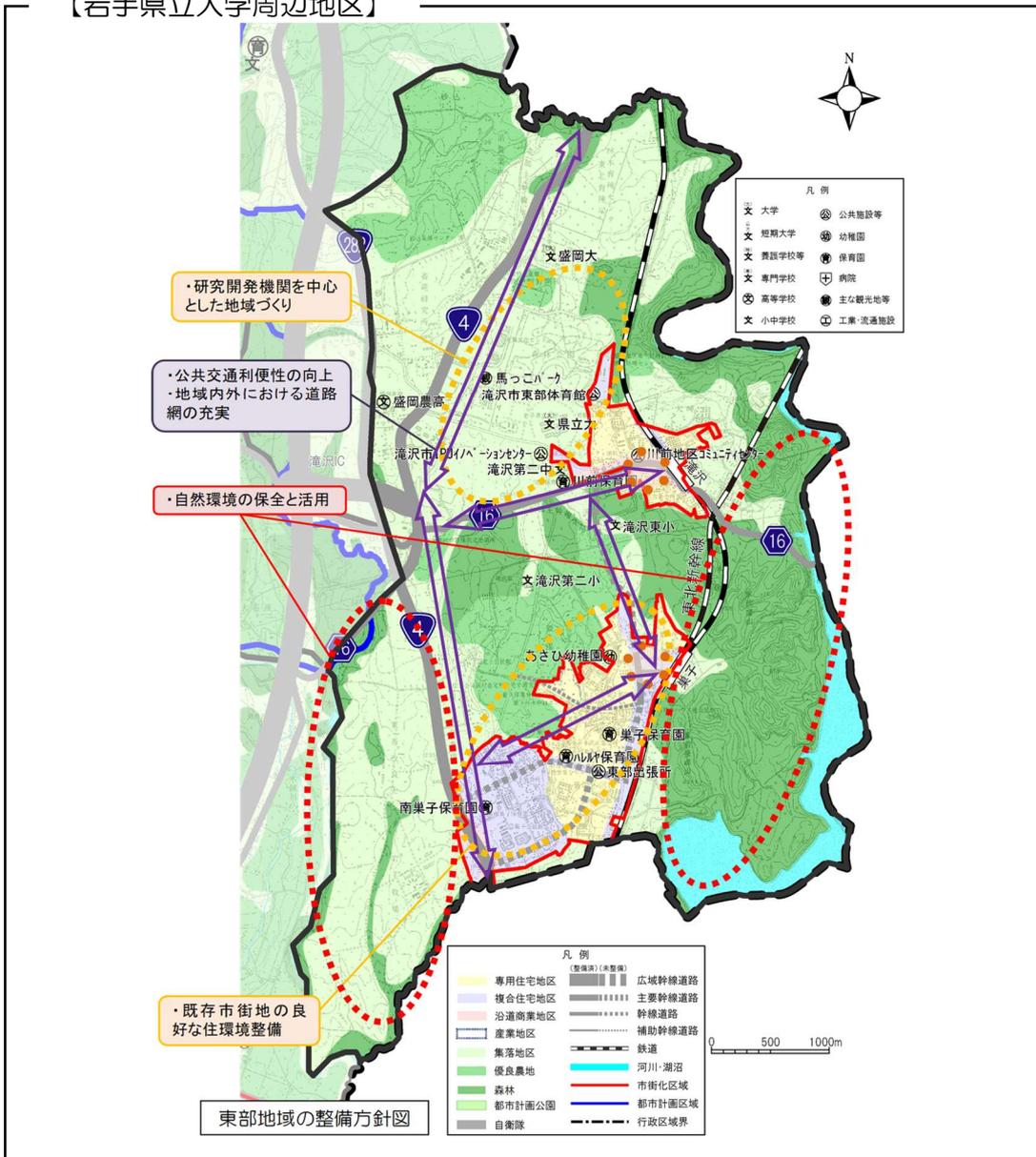


図2 滝沢市都市計画マスタープラン 地域別構想「東部地域の整備方針図」

【滝沢中央スマートインターチェンジ周辺地区】

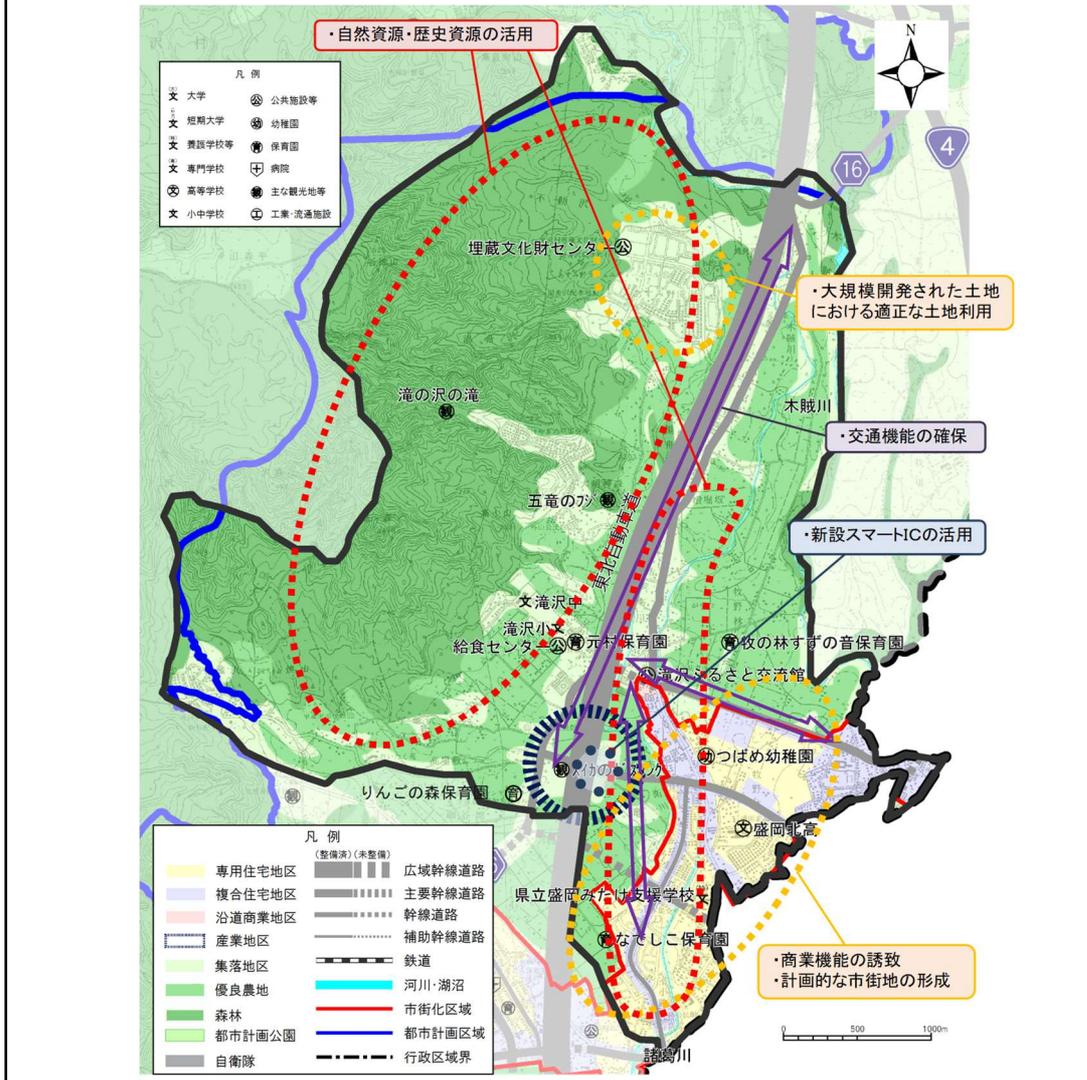


図3 滝沢市都市計画マスタープラン 地域別構想「元村・室小路地域の整備方針図」

d.地区計画許容建築物

工場、事務所、研究所、流通業務施設等

③国道4号及び主要幹線道路、一般県道盛岡滝沢線の沿道における適正な土地利用

a.土地利用上の課題

幹線道路等の沿道における流通業務施設、沿道サービス施設等の適正な立地誘導、無秩序な開発の防止。

b.土地利用誘導の考え方

東北地方を縦貫する自動車交通の大動脈である国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の沿道について、そのポテンシャルや機能性を発揮する生活サービス施設や業務施設、沿道サービス施設等、人や物が行き交う道路特性を活かすことができる施設の立地を誘導するとともに、無秩序な開発立地を防止します。

c.地区計画の想定区域

【国道4号、国道282号、主要地方道盛岡環状線の沿道地域】

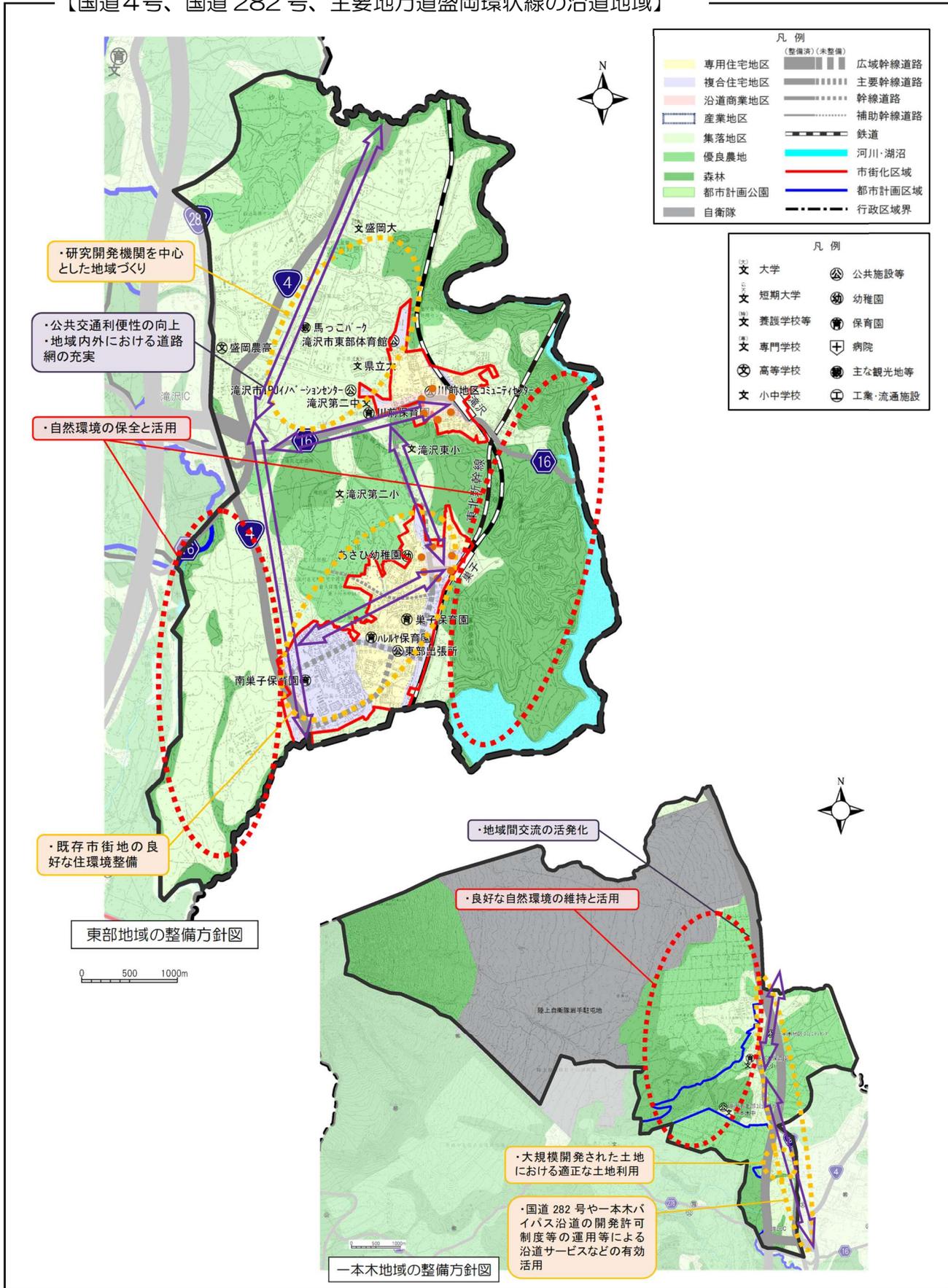


図4 滝沢市都市計画マスタープラン  
地域別構想「東部地域、一本木地域の整備方針図」

【国道 46 号の沿道地域】

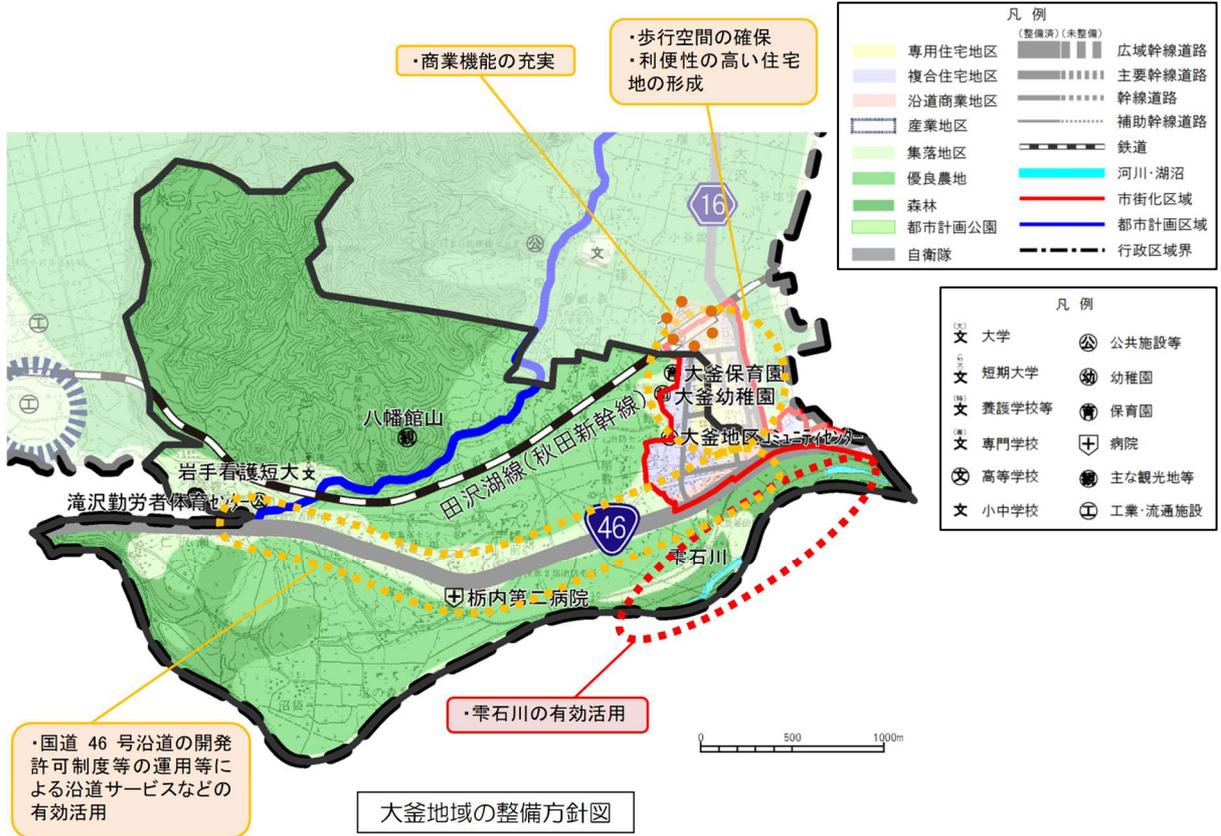


図5 滝沢市都市計画マスタープラン  
地域別構想「大釜地域、篠木地域の整備方針図」

【鵜飼地域・一般県道盛岡滝沢線の沿道地域】

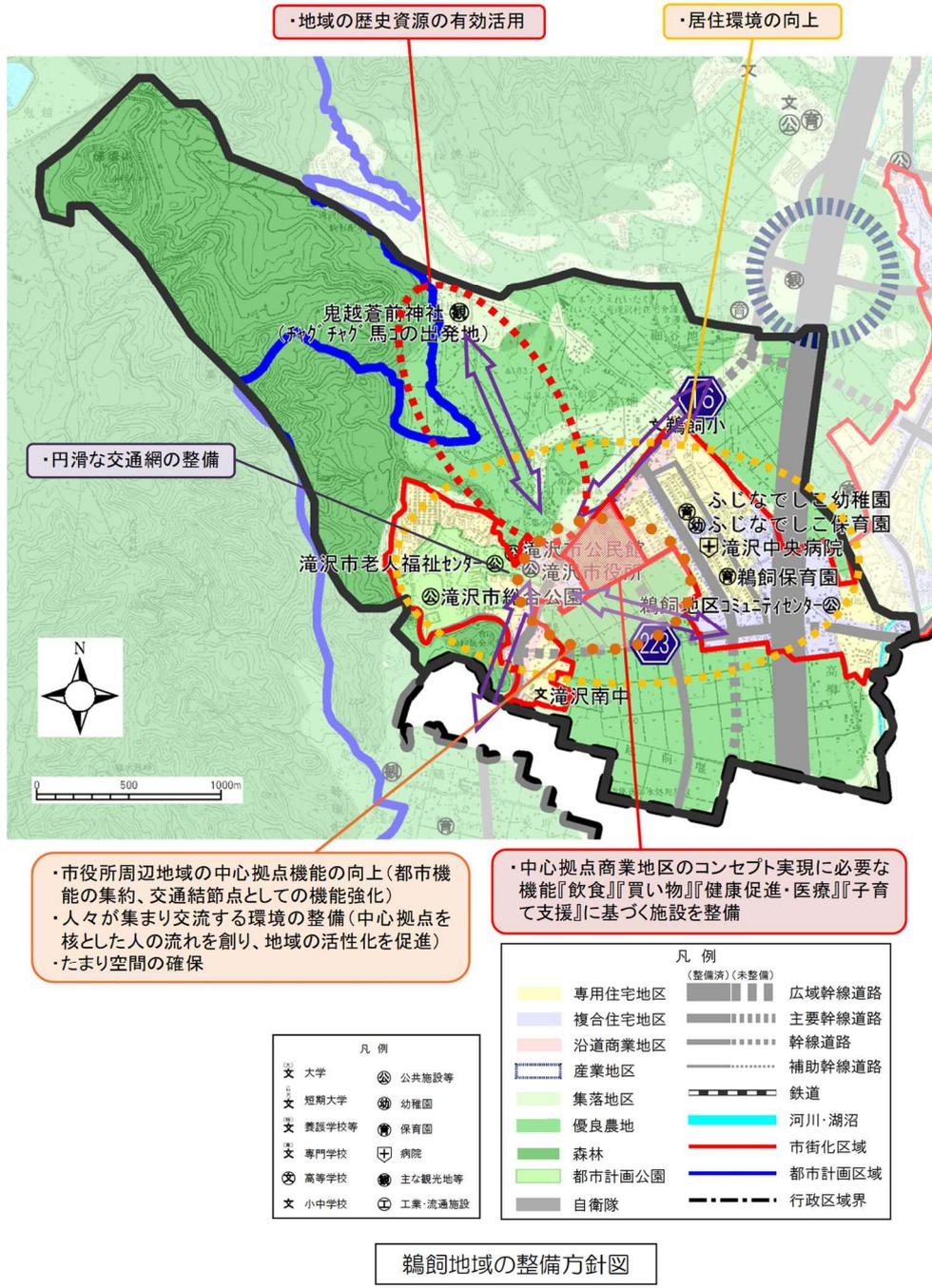


図6 鵜飼地域の整備方針図(滝沢市都市計画マスタープラン地域別構想「鵜飼地域の整備方針図」を基に、第2次滝沢市総合計画、国土利用計画滝沢市計画を踏まえて一部加筆修正)

d.地区計画許容建築物

流通業務施設、沿道サービス施設、観光振興施設、工場、研究所等。

④中心拠点（滝沢市役所、ビッグルフ滝沢、中心拠点商業地区等）の近接地（市街化区域の縁辺部）における中心拠点機能を補完する地域振興のための機能の誘導

a.土地利用上の課題

本市の行政機能の中心である「滝沢市役所」、市民等の活動や産業振興を促進するための交流拠点複合施設である「ビッグルフ滝沢」、中心拠点商業地区等が立地する地域における地域活性化の核となる魅力的でコンパクトな土地利用の促進。

b.土地利用誘導の考え方

中心拠点機能を補完し、集積効果を図るため、周辺の農地や住宅地への影響に留意しながら、生活サービス施設や複合施設等の立地の誘導による地域振興や市の発展を促すとともに、無秩序な開発立地を防止します。

c.地区計画の想定区域

滝沢市役所、ビッグルフ滝沢、中心拠点商業地区等に近接した区域（市街化区域の縁辺部）

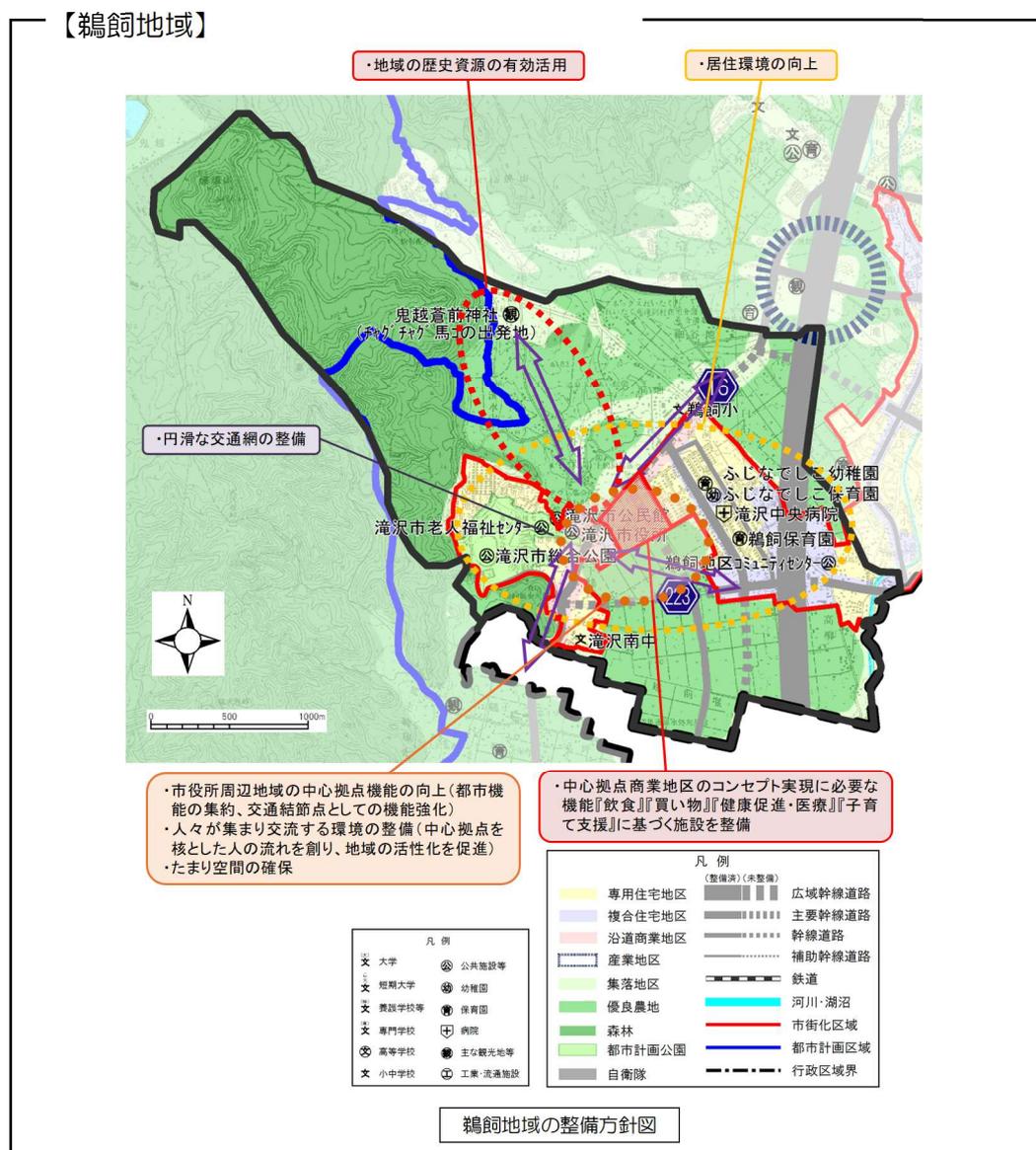


図5 鶺鴒地域の整備方針図（滝沢市都市計画マスタープラン地域別構想「鶺鴒地域の整備方針図」を基に、第2次滝沢市総合計画、国土利用計画滝沢市計画を踏まえて一部加筆修正）

d.地区計画許容建築物

地域振興に資する施設、医療・福祉関連施設、商業施設等。（中心拠点商業地区の内容に準ずる。）

(2) 【事前説明】市街化調整区域における地区計画  
ガイドラインの策定について

# **滝沢市市街化調整区域における 地区計画ガイドライン（素案）**

**令和8年2月**

**滝沢市**

## 1. 目的

このガイドラインは、滝沢市の市街化調整区域における良好な居住環境の維持・形成、及び地方創生を推進する快適で安全なまちづくりに寄与し、もって地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を目的として定めるものです。

## 2. 市街化調整区域における地区計画の基本的な考え方

### (1) 市街化調整区域の原則との整合

市街化調整区域における地区計画の設定は、市街化調整区域の原則である「市街化を抑制する区域」という位置づけを変えるものではなく、地域の実情や立地条件等を考慮し、無秩序な土地利用の改廃を抑制することを主な目的として、本市の豊かな自然環境や農業環境、快適な居住環境、幹線道路沿道の適正な土地利用等を損ねること無く、その地域の魅力を向上させるものとします。

### (2) 上位計画との整合

市街化調整区域における地区計画の設定は、本市が定める「第2次滝沢市総合計画（令和6年度）」、「滝沢市都市計画マスタープラン（平成27年度）」、及び「盛岡広域都市計画 都市計画の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画における土地利用方針・計画との整合を図るものであり、かつ滝沢市都市計画審議会での審議を経て、本市と岩手県による協議調整が整ったものとします。

### (3) 土地所有者や住民のニーズ等及び官民の合意形成に基づく適用（案）

地区計画は、地区の特性に応じたまちづくりを図るために、必要な土地利用や建築のルールを定める制度であり、その適用に際しては当該地区の土地所有者や住民等の主体的な姿勢や取組が前提となります。

そのため、土地所有者等の主体的な意思や地域におけるニーズ等に基づき、官民の合意形成と周辺住民等への調整が図られ、まちづくりに資する土地利用の計画熟度が高まった地区において、地区計画を決定するものとします。

地区計画が定められることにより、当該地区の土地利用や建築等について一定の規制が適用されることになるため、地区計画の決定（都市計画決定又は変更）に際しては、関係権利者全員の合意及び当該区域内の住民等の理解が得られていることを原則とします。

### (4) 適切な規模の確保

市街化調整区域における地区計画の設定は、周辺地区との整合が図れない無秩序な個別開発を抑制することを目的し、本市や周辺地域にとっても望ましく、地方創生にも寄与した計画的な土地利用を実現するための誘導手法とします。

このため、地域特性や立地条件等を考慮した地区計画の類型を設定し、原則、類型ごとに街区単位や一定以上・未滿等の適切な土地利用面積の規模を定めるものとします。

### (5) 周辺への影響

市街化調整区域の地区計画において実現する土地利用は、地域又は周辺地の自然環境、農業環境、生活環境、集落環境等と調和したものが必要であり、あわせて周辺幹線道路や地先道路、雨水

排水計画、供給処理整備等のインフラに大きな支障を与えない範囲で、土地利用を誘導するものとします。

また、本地区計画策定後、開発行為が想定される場合には、本ガイドラインに示す事項以外にも、「開発許可の手引き（岩手県）」に基づく協議等が必要となる事項（道路、公園、緑地、調整池等）についても、実現性を担保するものとします。

### 3. 適用区域の制限（地区計画を定める事が出来ない区域）

市街化調整区域において地区計画を定める場合、次に掲げる区域又は地域を含まないものとします。

- 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域（ただし、農振除外が見込まれる区域はこの限りではない）
- 農地法による農地転用許可が見込まれない農用地
- 集落地域整備法第3条に規定する集落地域
- 森林法に規定する保安林、保安施設地区、保安林予定森林及び保安施設地区予定地、保安林整備計画に基づく保安林指定計画地
- 自然環境保全法の指定地域及び自然公園法の特別地域
- 土砂災害特別警戒区域、津波災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域その他の溢水、湛水、土砂流出、地すべり等による災害の危険が大きいと想定される区域
- その他法令等による規制等がされている区域で、他の土地利用を進めることが適当でないと思われる区域

### 4. 地区計画の類型

市街化調整区域において適正な土地利用を図るための地区計画は、その運用が想定されるものとして、次の4類型とします。

地区計画の類型	土地利用の方針
(1) 既存集落型	既存集落の維持・活性化
(2) 産業集積型	岩手県立大学周辺、滝沢中央 SIC 周辺における産業集積地区の形成
(3) 幹線道路沿道型	国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の沿道における適正な土地利用
(4) 地域振興型	中心拠点（滝沢市役所、ビッグルーフ滝沢、中心拠点商業地区等）の近接地（市街化区域の縁辺部）における、中心拠点機能を補完する地域振興のための機能の誘導

(1) 既存集落型

一本木地区、元村地区、鶉飼地区は、住宅団地のほか、公共公益施設や市街化調整区域住民の生活利便施設が集積立地しており、公共インフラも整っています。また、市内にはこれと同等の集落が形成されている地区もあります。

この住環境を保全し、既存集落の維持・活性化に繋がる適正な土地利用を図るものとします。ただし、新たな住民を受け入れる場合、既存する地域住民の意識や受け入れ体制等の整備が必要であることから、地域住民の発意を前提としたものとします。

都市計画法における区分への該当		法第12条の5第1項第2号イ・ロ
都市計画運用指針Ⅳ-2-1-Ⅱ)-G		2-(2)-①-1) a・d、②-1)・3)
盛岡広域都市計画区域マスタープラン		Ⅲ-1-5)-①
実現を図る土地利用方針		既存集落の維持・活性化
決定できる区域		開発許可基準Ⅲ-14-(6)の大規模既存集落の区域 50戸連担区域のうち2以上の公共公益施設が立地する区域
決定に必要な規模、接道要件		幅員6.5m以上の道路に接続する、0.5ha以上の区域
地区 整備 計画	建物等の用途の制限	自己用住宅及びその附属物、公営住宅、日常サービス店舗・小規模な工場等、地域振興に資する施設(産直施設・農家レストラン等)を基本として適切な用途を定める。
	容積率の最高限度	200%以下で適切な数値を定める。
	建ぺい率の最高限度	70%以下で適切な数値を定める。
	敷地面積の最低限度	200㎡以上で適切な数値を定める。
	壁面の位置の制限	敷地境界線：0.5m以上で適切な数値を定める。 道路境界線：1m以上で適切な数値を定める。
	建築物等の高さの最高限度	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の形態・意匠の制限	必要がある場合に、適切な内容を定める。
	かき・柵の構造の制限	必要がある場合に、適切な構造を定める。

## (2) 産業集積型

岩手県立大学周辺、滝沢中央スマートインターチェンジ周辺は、東北縦貫自動車や国道及び広域幹線道とのアクセス利便性が良く、市内外に既存する立地企業との業務的な連携や産業集積、又は既存工場や物流事業地等の拡張用地として、その土地活用が考えられます。また、本市における更なる産業振興や雇用促進等に繋がる可能性を秘めた地域です。

この様な立地特性や地域ポテンシャルを活かした土地利用や施設立地の誘導・集積を図り、合わせて周辺環境の保全と調和のとれた土地利用を実現していきます。

都市計画法における区分への該当		法第12条の5第1項第2号イ・ロ
都市計画運用指針Ⅳ-2-1-Ⅱ)-G		2-(2)-①-1) a、②-3)
盛岡広域都市計画区域マスタープラン		Ⅲ-1-5)-④
実現を図る土地利用方針		既存産業団地等と連携する土地利用の推進
決定できる区域		岩手県立大学周辺、滝沢中央スマートインターチェンジ周辺の区域とする。
決定に必要な規模、接道要件		道路幅員は、原則9m以上、やむを得ない場合には、幅員8m以上の道路に接続する1ha以上の区域とする。
地区整備計画	建物等の用途の制限	工場、事務所、研究所、流通業務施設等、既存産業団地内企業との関連性を有する用途を基本として、適切な用途を定める。
	容積率の最高限度	200%以下で適切な数値を定める。
	建ぺい率の最高限度	70%以下で適切な数値を定める。
	敷地面積の最低限度	1,000㎡以上を基本として適切な数値を定める。
	壁面の位置の制限	連携する既存産業団地の状況を勘案し、必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の高さの最高限度	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の形態・意匠の制限	必要がある場合に、適切な内容を定める。
	かき・柵の構造の制限	必要がある場合に、適切な構造を定める。

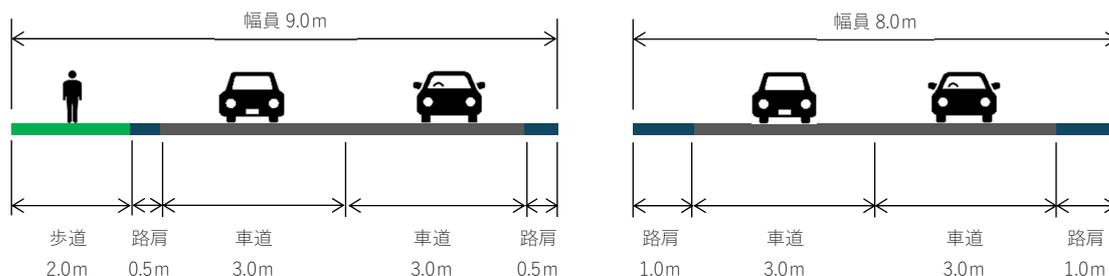


図 1 道路幅員標準横断面図

(3) 幹線道路等沿道型

東北地方を縦貫する自動車交通の大動脈である国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の沿道について、そのポテンシャルや機能性を発揮する生活サービス施設や業務施設、沿道サービス施設等、人や物が行き交う道路特性を活かすことができる施設の立地を誘導するとともに、無秩序な開発立地を防止します。

都市計画法における区分への該当		法第12条の5第1項第2号イ・ロ
都市計画運用指針Ⅳ-2-1-Ⅱ)-G		2-(2)-①-1) a、②-2)
盛岡広域都市計画区域マスタープラン		Ⅲ-1-5)-④
実現を図る土地利用方針		国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の沿道における、立地特性を踏まえた非住居系の用途による適正な土地利用を推進する。
決定できる区域		国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線に接する区域とする。
決定に必要な規模、接道要件		国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線に接する、0.5ha以上の区域とする。
地区整備計画	建物等の用途の制限	工場、研究所、流通業務施設、沿道サービス施設、観光振興施設を基本として、適切な用途を定める。
	容積率の最高限度	200%以下で適切な数値を定める。
	建ぺい率の最高限度	70%以下で適切な数値を定める。
	敷地面積の最低限度	500㎡以上で適切な数値を定める。
	壁面の位置の制限	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の高さの最高限度	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の形態・意匠の制限	必要がある場合に、適切な内容を定める。
	かき・柵の構造の制限	必要がある場合に、適切な構造を定める。

(4) 地域振興型

本市の行政機能の中心である「滝沢市役所」、市民等の活動や産業振興を促進するための交流拠点複合施設である「ビッグルーフ滝沢」、中心拠点商業地区等が立地する地域は、本市の中心拠点として、機能・利便性の向上による地域活性化の核となる魅力的でコンパクトな土地利用の促進に関するニーズが高まっています。

中心拠点機能を補完し、集積効果を図るため、周辺の農地や住宅地への影響に留意しながら、生活サービス施設や複合施設等の立地の誘導による地域振興や市の発展を促すとともに、無秩序な開発立地を防止します。

都市計画法における区分への該当		法第12条の5第1項第2号イ
都市計画運用指針Ⅳ-2-1-Ⅱ)-G		2-(2)-①-1) a
盛岡広域都市計画区域マスタープラン		Ⅲ-1-5)-④
実現を図る土地利用方針		市役所周辺における都市機能の集約による利便性向上を図るため、中心拠点機能を補完する地域振興のための機能の誘導を推進する。
決定できる区域		滝沢市役所、ビッグルーフ滝沢、中心拠点商業地区等に近接した区域（市街化区域の縁辺部）とする。
決定に必要な規模、接道要件		1.0ha以上の区域とする。
地区整備計画	建物等の用途の制限	地域振興に資する施設、医療・福祉関連施設、商業施設を基本として、適切な用途を定める。
	容積率の最高限度	200%以下で適切な数値を定める。
	建ぺい率の最高限度	80%以下で適切な数値を定める。
	敷地面積の最低限度	500㎡以上で適切な数値を定める。
	壁面の位置の制限	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の高さの最高限度	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の形態・意匠の制限	必要がある場合に、適切な内容を定める。
かき・柵の構造の制限		必要がある場合に、適切な構造を定める。

## 5. 地区計画原案の提案・申出の方法

地区計画は、主として当該地区内の住民等にとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画であることから、都市計画法第16条第2項及び第3項の規定に基づき、滝沢市地区計画等の案の作成手順に関する条例を定め、住民又は利害関係人から地区計画等の案の内容となるべき事項について、その内容に関する申し出の方法を定めています。

また、土地所有者等がまちづくりや適正な土地利用について、積極的な関与や主体的な取組みが図れるように、都市計画法第21条の2の規定により、地区計画を含む都市計画の決定又は変更に関する提案制度が設けられています。

市街化調整区域における地区計画については、地域のきめ細かい状況を踏まえるとともに、周辺環境との調和が重要であることから、土地権利者を含む地域住民等が主体となって、都市計画の提案制度を活用することを原則とします。

### (1) 提案することができる主体

都市計画を提案できる主体は、次のいずれかに該当するものとします。

- ①都市計画の提案を行おうとする区域の土地所有者又は借地権者（以下、土地所有者等という。）
- ②まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人
- ③一般社団法人もしくは一般財団法人、その他の営利を目的としない法人
- ④独立行政法人都市再生機構
- ⑤地方住宅供給公社
- ⑥まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体

### (2) 提案に必要な要件

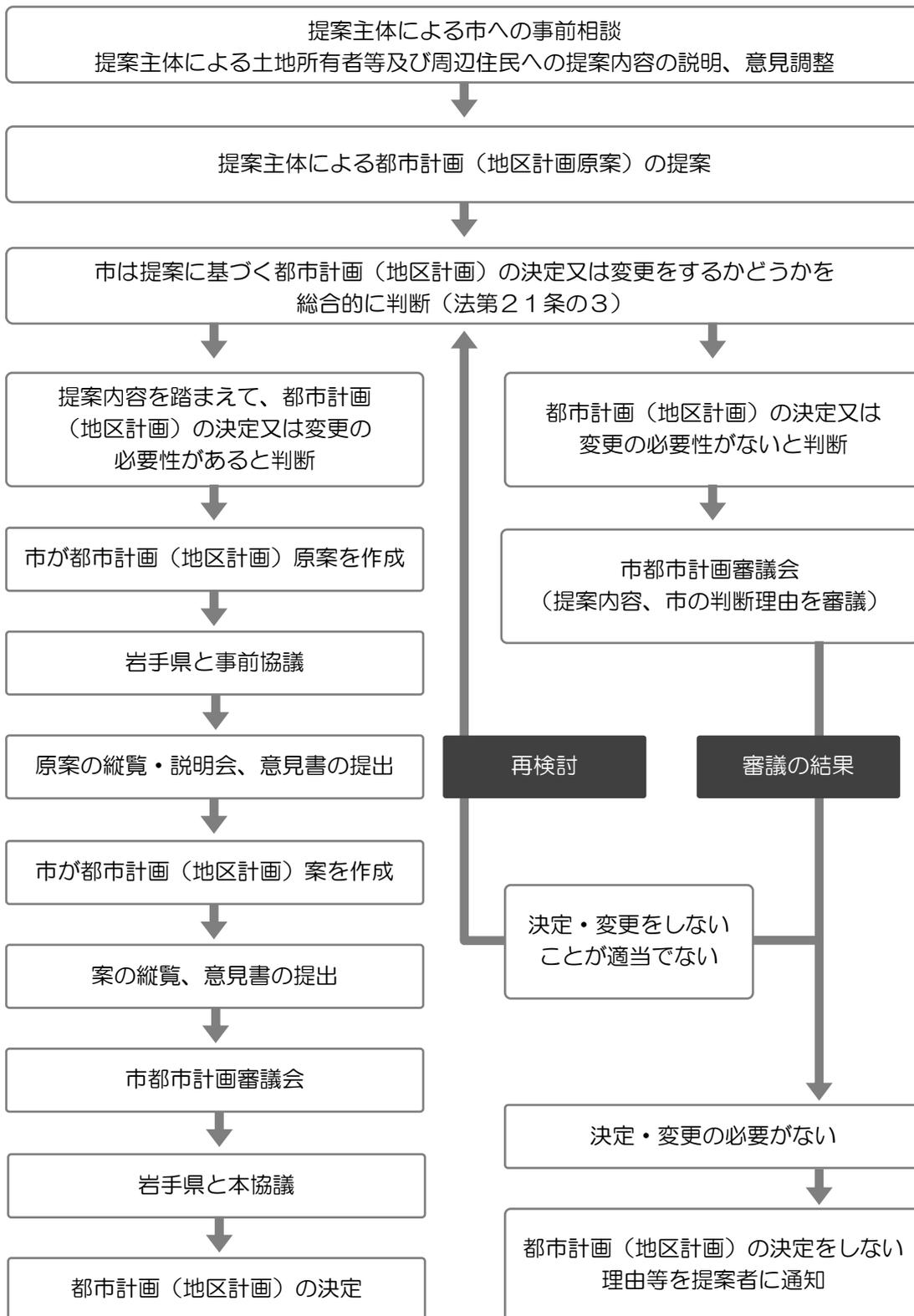
都市計画の提案を行う事ができる要件は、次のとおりです。

- ①都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備・開発し、又は保全すべき区域としてふさわしい、当ガイドラインに定める区域の規模以上の一団の土地であること。
- ②提案の内容が、都市計画法その他の法令等に適合し、滝沢市及び盛岡広域に関する都市計画（上位計画、マスタープランなど）等に適合していること。
- ③提案する区域内の土地所有者等及び土地所有者等を有する土地の地積の合計が、それぞれ3分の2以上の同意を得ていること。

(3) 「都市計画提案制度」及び「市街化調整区域における地区計画」の手続き

■都市計画提案制度（都計法第21条の2）の手続き

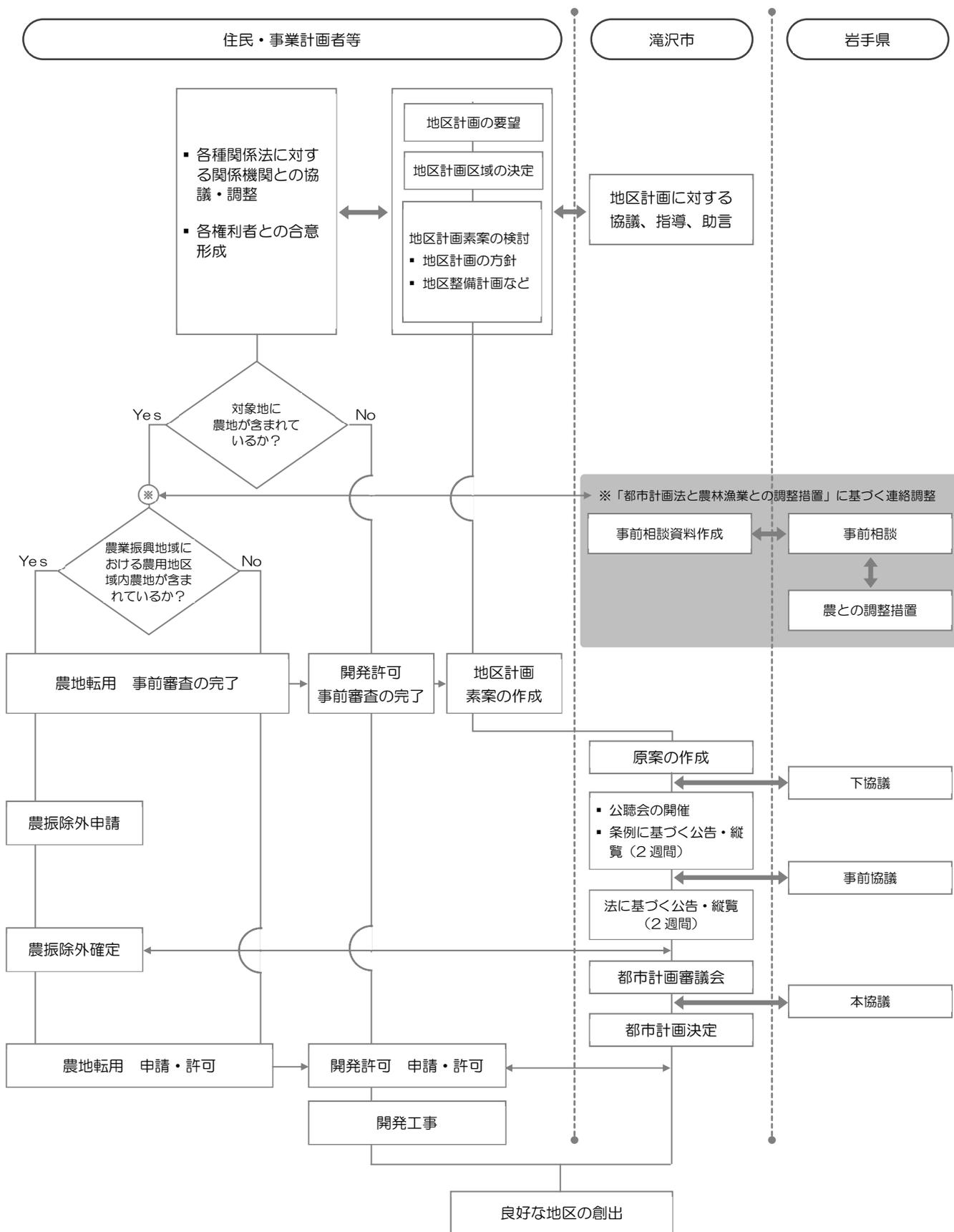
都市計画提案制度の手続きは、以下のフロー図に示すとおりです。



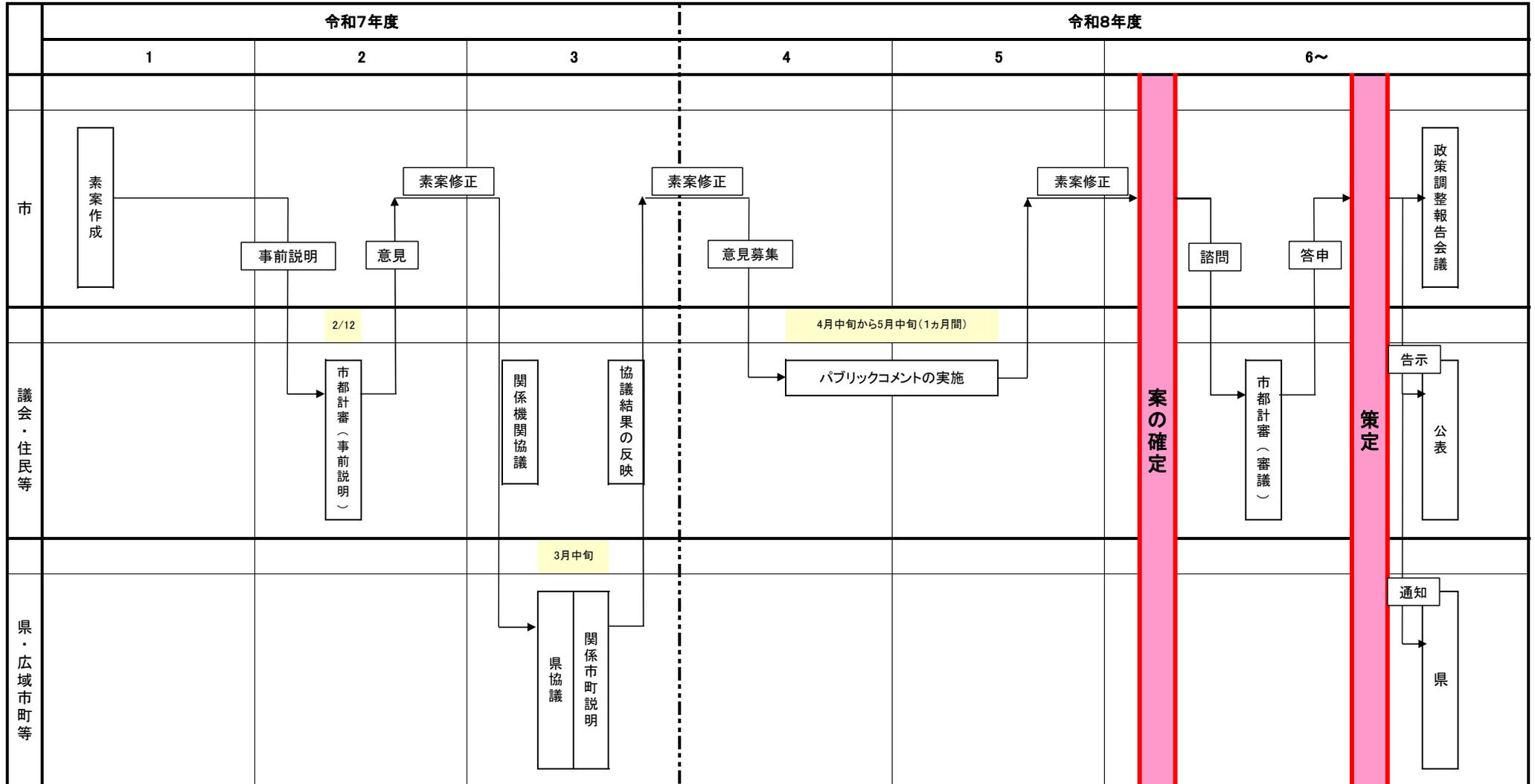
\*法：都市計画法

■市街化調整区域における地区計画の手続き及び整備・開発又は保全すべき事業の流れ

市街化調整区域における地区計画の手続き、及び対象地区での整備・開発又は保全すべき事業の流れは、以下のフロー図に示すとおりです。



市街化調整区域における土地利用方針及び市街化調整区域における地区計画ガイドラインの策定スケジュール(予定)



## 情報提供

### (1) 中心拠点商業地区開発の進捗状況等について

## (仮称) 結まち滝沢クロス～開発・道路事業進捗状況～

市役所前の市中心拠点商業地区で、商業施設などが民間開発事業者により整備されています。  
道路事業の市道向新田線改良工事も3月の完了に向け順調に進められています。

### ○開発場所（面積）

鵜飼先古川、鵜飼向新田地内（約12ha）※道路含む

### ○開発事業者

ダイナステージ株式会社 ☎ 656 - 0300

### ○商業施設など

中心拠点地域コンセプトに必要な4つの機能（「飲食」「買い物」「健康促進・医療」「子育て支援」）に基づく複数の商業施設などが立地する予定です。

開発区域の全3工区のうちA工区とC工区（一部）については、商業施設などの立地が決定しました。その他については、民間開発事業者が出店者の選定や調整を行っています。

※工区の配置については現況写真を参照。

【A工区】立地決定：スーパーマーケット「いとく（令和8年4月開店予定・県内初出店）」、貴金属買取店（令和8年4月開店予定）、クリーニング・コインランドリー（令和8年4月開店予定）、100円均一ショップ、ドラッグストア

立地予定：ホームセンター、飲食店、美容院など

【B工区】立地予定：物販店、文化・娯楽、温浴施設など

【C工区】立地決定：コンビニエンスストア「セブン-イレブン（令和7年12月開店）」、保育所「滝沢えほんの森保育園（令和8年4月開所予定）」、ガソリンスタンド（令和8年4月開店予定）

立地予定：市商工会店舗、フィットネス施設、医療施設など

### ○建築工事の施行について

令和7年7月に造成工事が完了し、現在は立地が決定した商業施設などの建築工事が行われています。工事中は環境対策として、道路汚損防止対策、交通事故防止対策、粉じん対策、騒音対策などを実施し施工しています。

### ○市道向新田線について

開発区域内を南北に縦断する市道向新田線（約800m）については、市が道路事業として3月の工事完了に向けて改良工事を実施しており、令和7年12月末時点の進捗率は80%に達し、順調に工事が進んでいます。

改良工事完了後の3月20日には、道路完成記念イベントを開催する予定です。日程詳細などにつきましては、市ホームページなどで発信します。

### ▶問い合わせ

・開発事業について    ・道路事業について  
都市政策課                      道路課  
☎ 656 - 6542                      ☎ 656 - 6547

造成工事状況（令和7年12月時点）南側から撮影



## 【参考資料】

- 都市計画法条文（抜粋）
- 滝沢市都市計画審議会条例
- 滝沢市都市計画審議会運営要領

## 都市計画法条文（抜粋）

（都市計画に関する基礎調査）

第六条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

（都市計画基準）

第十三条 （略）

1 1 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域については、義務教育施設をも定めるものとする。

（都市計画の案の縦覧等）

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

（都道府県の都市計画の決定）

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

(都市計画の変更)

第二十一条 (略)

2 第17条から第18条まで及び前2条の規定は、都市計画の変更(第17条、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第3項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第17条第5項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

(市町村都市計画審議会)

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 (略)

3 (略)

○滝沢市都市計画審議会条例

平成4年3月12日

条例第3号

改正 平成12年3月16日条例第8号

平成14年2月1日条例第1号

平成17年3月25日条例第10号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

(設置)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により滝沢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、同条第3項の規定により、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 学識経験を有する者

3 前項に定めるもののほか、市長は、次の各号に掲げる者のうちから委員を委嘱し、又は任命することができる。

(1) 岩手県及び関係行政機関の職員

(2) 滝沢市に住所を有する者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第2号の委員の中から委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 審議会に会長の指名により、委員の承認をもって副会長1人を置く。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議案に係りのある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議案に係りのある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で審議会の委任を受けた軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員をもって組織する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ただし、審議会の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月16日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年2月1日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、  
手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第50号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

## 滝沢市都市計画審議会運営要領

### (趣旨)

第1 この要領は、滝沢市都市計画審議会条例（平成4年滝沢村条例第3号）第7条に規定する滝沢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2 会議の招集は、開催日の2週間前までに行うものとする。ただし、急を要するときは、この限りではない。

### (参集)

第3 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

2 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第2項に定める関係行政機関及び都道府県の職員につき委嘱された委員が会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができるものとする。

### (審議会の公開)

第4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の会議を公開しないことができる。

(1) 滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）第9条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、審査、審議等を行う場合。

(2) 公開することにより審議会の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合。

2 公開又は非公開の決定は、委員からの意見を聴き会長が決定するものとする。

### (公開の方法等)

第5 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入しなければならない。

3 会長は必要と認めるときは、傍聴券（様式第2号）を発行することができる。

4 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

### (傍聴人の心得)

第6 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 指定された出入口から出入しなければならない。

- (2) 傍聴席においては、常に静粛にし、会話、発言、拍手等をしてはならない。
- (3) 指定された席をみだりに離れてはならない。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の着用及び傘等を携帯してはならない。
- (5) 傍聴席以外の部屋に立ち入ってはならない。
- (6) いかなる理由があっても審議会の議席に入ってはならない。
- (7) 審議会を妨害するような行為をしてはならない。
- (8) その他審議会の秩序をみだす行為をしてはならない。

(傍聴の禁止)

第7 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 兇器その他危険なものを所持している者
- (2) 人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(退場命令)

第8 会長は、指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第9 審議会は、会議の経過概要及びその結果を記載した会議録を作成するものとする。

(会議録の縦覧)

第10 会議録は、審議会の事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

(庶務)

第11 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

附 則

この要領は、平成17年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。